

平成18年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成18年7月5日（水）

午前10時00分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 任命辞令の交付 { 川野高實委員（交代） 仲野 守委員 }
- 5 会議録署名人の指名
- 6 議事
 - (1) 第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について
(資料1、資料2、資料3)

 - (2) 公営企業中期経営計画について (資料4)

 - (3) 第3次改革における未実施等項目の取り扱いについて (資料5)

 - (4) その他 (資料6、資料7)
- 7 閉会

第 4 次行財政改革の進捗状況報告についての基本的な考え方

1 進捗状況報告についての基本的な考え方

各項目を次の 6 区分に分類し、住民にわかりやすい説明を前提に、前年度決算状況や当該年度予算の措置状況などの具体的な内容からまとめ報告する。添付資料がある場合も、同様のことに十分配慮して作成する。

(1) 実施済みの項目

実施結果を報告するものとする。

目標への到達状況を報告するものとする。

目標数値を定めていたものは、金額等の具体的な数値を用いながら、目標への到達率を報告するものとする。

実施済みであるが、実施結果が芳しくなく、目標への到達率が低い場合などは、その理由を示すとともに、今後の取り組みについて見直し等の方向性を報告するものとし、必要があれば新たな個票を追加するものとする。

目標に到達した場合は、更に高い目標設定が可能かどうか検討してその方向性を報告するものとし、必要があれば新たな個票を追加するものとする。

(2) 実施中の項目

実施状況を報告するものとする。

目標への到達状況を報告するものとする。

目標数値を定めていたものは、金額等の具体的な数値を用いながら、現時点での目標への到達率を報告するものとする。

実施中の状況が芳しくなく、このままでは目標への到達が見込めないと推察されるものについては、その理由を示し、必要があれば取り組み内容の見直しの方向性を報告するものとする。

(3) 実施期間前の項目（検討期間中を除く。）

実施のための準備として行っていることがあれば報告するものとする。

(4) 検討済みの項目

検討結果を報告するものとする。

検討の結果、実施することとした項目については、新たな個票を調整し、これによって内容を報告するものとする。

検討の結果、実施しないこととした項目については、その理由を報告するものとする。

(5) 検討中の項目

検討経過を報告するものとする。

検討が停滞している場合は、停滞している理由、課題や問題となっていることの内容を報告するものとする。

検討期限よりもかなり前に検討済みとなりそうな場合は、検討後の予定を報告するものとする。

予定していた検討期間を超え、更なる検討期間を要することとなりそうな場合は、その理由を示すとともに、見直し後の検討期間を報告するものとする。

(6) 検討期間前の項目

検討のための準備として行っていることがあれば報告するものとする。

2 進捗率についての考え方

平成17年度から平成21年度までの計画期間（5年間）における最終目標（数値目標を定めている場合はその数値）への到達度をパーセンテージで報告するものとする。

数値目標（実施割合等の率、効果額等の金額など）を定めている場合

プラン（個票又は付属資料）に掲げた現状の数値（平成16年度又は平成17年度実績）から最終目標数値への到達度を、初年度から当該実施年度までの進捗率として毎年度終了後に報告する。

また、当該実施年度において、既に予算措置を行っているものは、予算執行後の到達率の50%を進捗率に合算して計上する。

数値目標を定めていない場合

下記の区分により、初年度から当該実施年度までの進捗率を毎年度終了後に報告する。

進捗率（％）の目安	検討あるいは計画や方針策定の進捗率	検討結果あるいは策定した計画や方針に基づく具体的取り組みの進捗率
-	検討期間前、実施期間前	実施期間前
0	未着手	未着手
20	着手したが、まだ情報収集中など、具体的な検討や策定の取り組みに至っていない段階	着手したが、予算措置、例規の整備、関係機関との調整など、実施に向けた条件整備等を行っている段階
40	検討あるいは策定がまだ半分も終わっていない段階	具体的な取り組みを開始したが、まだ効果の創出に至っていない段階
60	検討あるいは策定の半分以上が終わっている段階	多少効果が見え始めた段階
80	検討あるいは策定がほぼ完了しているが、公表するには不十分な段階	一定の効果を生み出しているが十分とは言えない段階
100	検討結果あるいは策定した計画や方針を公表、実施できる段階	十分な効果を生み出している段階

3 効果額についての考え方

効果額は、基本的には収入の増加額及び支出の削減額と捉えられるが、複数年度にわたる計画において、場合によっては条件整備等の支出の増加により、一時的にマイナスとなる年度も考えられる。

効果額欄に記載する金額について

前年度実績における、支出の削減額、収入の増加額及び支出の増加額を合計し、計画期間内の実績に合算したものを効果額として報告する。

予算措置により当該年度中に見込まれる効果額について

改革項目の実施に係る当初予算又は補正予算における措置によって、当該年度中に見込まれる効果額を、具体的取組内容欄に見込まれる効果額として報告する。これは、言い換えれば、当該年度における数値目標と見なすことができるものである。

第4次行財政改革進捗状況一覧

連番	具体的改革項目	検討及び実施期間 (検討： 実施：)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額					
		17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
1	目標収納率の設定								H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設課、福祉課、学校教育課	実施中	0%	0千円			
	具体的取組内容	実施概要では、現年度分収納率を100%、現に収納率の低いものについては最低98%を目標とし、滞納分については16年度実績の50%アップを目標としています。その実現のため、各種研修会に積極的に参加し、収納強化に取り組んでいる他市町の状況等を調査するなど、収納強化に向けての準備に取り組んでいます。また、税務課窓口を毎週木曜日に午後7時まで延長し、利便性の向上を図ることにより収納率向上に少しでもつながるように努めています。 (資料2 - 添付：平成17年度分収入状況一覧表)																
2	滞納処分の強化や民事手続の実施								H17年11月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設課、福祉課、下水道課、学校教育課	実施中	20%	0千円			
	具体的取組内容	平成18年2月1日に収納対策プロジェクトチームを発足し、現在、特別収納対策課に引き継ぐための基準づくり及び悪質滞納者のリストアップに取り組んでいます。																
3	振替制度の利用促進								H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設課、福祉課、水道課、下水道課	実施中	0%	0千円			
	具体的取組内容	納付書送付時に「口座振替利用のお願い」チラシを同封し、また、各窓口においても口座振替を口頭でお願いしています。 (資料2 - 添付：主な収入の口座振替率一覧表)																
4	国基準の90%に改定 (18.4.7 個票訂正差替)								H19年04月	H22年03月	財政	福祉課	実施期間前	-	0千円			
	具体的取組内容	保育料の改定に理解を得られるよう保育サービスを拡充するため延長保育を実施し、休日保育についても、実施に向け予算措置を行っています。																
5	施設使用料の有料化及び減免規定の見直し								H17年11月	H18年10月	財政	社会教育課	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在、減免状況及び無料施設の把握を行っています。また、近隣市町の状況を調査し、10月までに検討結果が出せるように取り組んでいます。																
6	企業誘致の促進と未利用地の処分								H18年04月	H19年03月	財政	総務人権課、産業課、まちづくり対策課	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在、未利用地の現状を確認しています。整理が出来次第、それぞれにあった活用策を検討することとしています。																

連番	具体的改革項目	検討及び実施期間 (検討： 実施：)						担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額					
		17	18	19	20	21	開始年月					到達年月	合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額	
7	交付基準に基づく各種補助金の見直し							H19年04月	H22年03月	財政	総務人権課、住民課、保険課、福祉課、産業課、社会教育課、学校教育課	実施期間前	-	0千円			
	具体的取組内容	現在、審査シートの検討及び基準の作成をしています。また、関係各課に対象団体の17年度決算書及び予算書、事業報告書等の提出を依頼しています。それらに基づいて審査し、継続・縮減・廃止等に分類し各団体に理解を求めていくこととしています。															
8	適正な組織体制・人事配置の合理化 (18.4.7 資料追加)							H18年04月	H22年03月	財政	総務人権課	実施中	22%	0千円			
	具体的取組内容	定数削減目標数の18人に対し、平成18年度では退職者4人の不補充による人員削減及び課の統合を実施しています。不補充による効果として、18年度～21年度までの4年間で56,000千円の削減効果が見込まれます。															
9	特別職等の給与・報酬等の見直し (18.4.7 個票訂正差替) (18.4.7 資料訂正差替)							H18年01月	H22年03月	財政	総務人権課	実施中	7%	392千円	392千円		
	具体的取組内容	平成17年12月議会において議決され、現在実施しています。17年度では392千円の削減効果がありました。また、18年度では13,118千円の削減効果が見込まれます。															
10	公共事業（町単独土木事業費）の抑制							H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課 建設課	実施中	16%	0千円			
	具体的取組内容	平成18年度当初予算において、継続事業及び緊急を要する事業のみを精査し計上を行っています。18年度では、目標を26,185千円上回る190,046千円の削減効果が見込まれます。 (資料2 - 添付：町単独土木事業各年度事業費)															
11	敬老祝金の支給対象者の見直し							H18年04月	H22年03月	財政	保険課	実施中	21%	0千円			
	具体的取組内容	平成18年度予算に計上し実施する予定であり、区長及び広報等により周知を図っています。18年度では2,606千円の効果が見込まれます。															
12	投資的経費の削減							H18年04月	H22年03月	財政	企画財政課、総務人権課、建設課、産業課、まちづくり対策課、福祉課、学校教育課	実施中	-59%	0千円			
	具体的取組内容	平成18年度当初予算において、必要な事業、緊急を要する事業のみを精査し計上を行っていますが、労働費が増額となっているため、結果としてマイナス効果を見込んでいます。 (資料2 - 添付：主要事業実施計画総括年度別集計表)															

連番	具体的改革項目	検討及び実施期間 (検討： 実施：)							担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額				
		17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額	
13	職員提案制度の導入							H17年11月	H22年03月	行政運営	総務人権課	実施中	20%	0千円			
	具体的取組内容	平成18年2月24日に第一回特別提案募集を開始し、現在、提出された提案を調整しています。															
14	決裁規程の見直し							H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	実施中	0%	0千円			
	具体的取組内容	各課局長への権限委譲範囲の素案を作成しました。平成19年4月から、収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されるため、政令により具体的事項が決まり次第、再度、素案の見直しを行い、実施に移行する予定としています。															
15	事務処理の一元化							H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	実施中	0%	0千円			
	具体的取組内容	人件費の支払い事務処理の一元化について協議中です。															
16	電算システムの活用促進 (18.1.16 個票見直し)							H18年01月	H19年03月	行政運営	総務人権課	実施中	60%	0千円			
	具体的取組内容	平成18年1月に職員より案件の募集を実施しました。要望件数は88件あり、うち処理済25件、作業中25件、S E 依頼11件、検討中8件、対応不可19件となっています。															
17	行政評価の導入							H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在、資料収集中です。															
18	住民ニーズの把握							H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在、資料収集中です。また、出前講座や住民懇談会等について検討をしています。															
19	住民にわかりやすい案内図やサインの設置							H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在設置している案内図やサインについて、来庁者に対して平成18年6月30日まで満足度アンケート調査を実施しています。															

連番	具体的改革項目	検討及び実施期間 (検討： 実施：)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額					
		17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
20	申請手続きの改善								H18年04月	H22年03月	組織機構	住民課、保険課、 税務課、福祉課、 水道課、建設課	実施中	40%	0千円			
	具体的取組内容	印鑑証明書（交付申請、再交付申請、改印・廃棄申請）、住民票と戸籍、転入・転出（国民健康保険、国民年金、水道、し尿、児童手当）申請について、平成18年4月1日より一元化を実施しています。																
21	時間外窓口の設置								H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課	実施中	40%	0千円			
	具体的取組内容	住民課及び税務課の証明関係の申請事務に対応するよう、毎週木曜日午後5時15分より午後7時まで、平成18年4月1日の週より実施しています。																
22	行政情報の公表公開								H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在、資料収集中です。																
23	住民参画の推進								H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在、資料収集中です。																
24	住民団体の育成・支援								H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在、資料収集中です。																
25	課室局の統廃合								H18年04月	H20年04月	組織機構	総務人権課	実施中	25%	0千円			
	具体的取組内容	実施計画に基づき実施しています。まず平成18年4月1日付で産業課長が農業委員会事務局長を兼務、人権推進課と総務課を統合し総務人権課に、また、建設課長退職に伴い建設課長がまちづくり対策課長を兼務しています。																
26	グループ制の導入								H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施期間前	-	0千円			
	具体的取組内容	現在、導入に向けての作業を行っています。																

連番	具体的改革項目	検討及び実施期間 (検討： 実施：)							担当 専門部会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額					
		17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
27	特別収納対策課の設置							H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施期間前	-	0千円				
	具体的取組内容	10月1日に設置できるよう、担当課職員による「滞納整理に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、滞納の現況と課題を把握し、詳細に分析・検討をしています。																
28	業務量に応じた適正配分								H17年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	20%	0千円			
	具体的取組内容	各課より事務量測定調査表(集計表)を提出してもらい、計画原案を作成し、調整作業を行っています。																
29	収入役事務の兼掌 収入役を置かない事務体制の構築 (18.5.19 個票見直し)								H18年06月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	60%	0千円			
	具体的取組内容	収入役の任期満了後は、助役が収入役事務を兼掌することとしていましたが、平成19年4月から、収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されるため、特別職の収入役は廃止され、一般職の会計管理者を設置することとなりました。平成19年3月31日まで収入役職務代理者を置く方が、同年4月1日以降設置する会計管理者への移行を、業務に支障なく行うことができるため、収入役の任期満了に伴い、職務代理者で対応しています。 (資料2 - 添付：改正地方自治法による会計事務と行財政改革による収納対策事務を一体的に所掌する部署の設置について)																
30	女性職員の管理職登用								H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	0%	0千円			
	具体的取組内容	人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています。																
31	異動希望自己申告制度の導入								H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	0%	0千円			
	具体的取組内容	人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています。																
32	昇格資格試験制度の導入								H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	0%	0千円			
	具体的取組内容	人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています。																

連番	具体的改革項目	検討及び実施期間 (検討： 実施：)							担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額					
		17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
33	附属機関の見直し								H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	現在、資料収集及び附属機関設置要領について検討をしています。																
34	人材育成基本方針の策定								H17年11月	H22年03月	組織機構	総務人権課	実施中	40%	0千円			
	具体的取組内容	鞍手町人材育成基本方針の作成作業を行っています。「連番30 女性職員の管理職登用」「連番31 異動希望自己申告制度の導入」「連番32 昇格資格試験制度の導入」「連番35 広域的な人事交流・派遣の検討」を位置付けることとしており、現在、最終調整を行っています。																
35	広域的な人事交流・派遣の検討								H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課	検討中	40%	0千円			
	具体的取組内容	人材育成基本方針に位置付け実施することとなっていますので、策定された方針に基づき、人事交流・派遣の受け入れ先などの検討を行います。																
36	施設改修計画の策定								H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、社会教育課、住民課、福祉課、建設課、学校教育課、産業課	実施中	20%	0千円			
	具体的取組内容	改修計画に係る金額設定を、主要事業計画に併せ250万円以上とし、様式等を作成し各施設を管理している主管課への調査を行っています。作業終了後、整理が出来次第、11月までに優先順位を付した改修計画を策定します。																
37	利用申請等の改善								H17年10月	H18年09月	施設	健康増進課 社会教育課	検討中	60%	0千円			
	具体的取組内容	指定管理者制度導入に向けて、3月議会において条例等の整備を行い、また、指定管理者募集に対し募集要項等の整備を行いました。指定管理者の運営により、閉庁時における利用申請等が行えるように指定管理業務仕様書に盛り込んでいます。																
38	総合福祉センター - (18.3.31 個票追加)								H17年10月	H18年03月	施設	健康増進課	検討済	100%	0千円			
	具体的取組内容	検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。なお、施設の性格や機能を考慮して、公募によらない指定管理者の候補者選定を行うこととしています。																

連番	具体的改革項目	検討及び実施期間 (検討： 実施：)							担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額					
		17	18	19	20	21	開始年月	到達年月					合計	うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額		
39	文化体育総合施設 (18.3.31 個票追加)							H17年10月	H18年03月	施設	社会教育課	検討済	100%	0千円				
	具体的取組内容	検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月26日から募集を開始しています。																
40	大谷自然公園								H18年04月	H19年03月	施設	社会教育課	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	平成19年度の指定管理者制度導入に向け、3月議会において条例等の整備を行いました。																
41	鞍手町葬斎場 (18.3.31 個票追加)								H17年10月	H18年03月	施設	住民課	検討済	100%	0千円			
	具体的取組内容	検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月21日から募集を開始しています。																
42	鞍手町衛生センタ - (18.3.31 個票追加)								H17年10月	H18年03月	施設	住民課	検討済	100%	0千円			
	具体的取組内容	検討の結果、指定管理者制度を導入することとし、3月議会において条例等の整備を行いました。また、指定管理者募集に向けて募集要項等の整備を行い、6月21日から募集を開始しています。																
43	剣第二・西川第二保育所の民営化の検討								H18年04月	H19年03月	施設	福祉課	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	保育所民営化の是非について、周知方法や意見聴取の方法を検討しました。全園の保護者に対して行財政改革の文書配布により周知を行い、対象である2園については、懇談会を実施し意見聴取することとしています。また、古月保育所管理人については、廃止することを前提として、現在作業を進めています。																
44	学校給食の民間委託								H18年01月	H18年12月	施設	学校教育課	検討中	20%	0千円			
	具体的取組内容	3月初旬に実施した学校給食運営審議会の中で、学校給食民間委託についての説明を行いました。結果、反対意見はありませんでしたが、要望として、民間業者になっても、食材については地産・地消の継続と、食育が妨げられないような給食を提供して欲しいということでした。また、関係者の意見を十分に反映するため、PTA保護者・学校長等の構成による検討委員会を設置することとし、7月中に開催できるよう準備を行っています。																

連番	具体的改革項目	検討及び実施期間 (検討： 実施：)								担 当 専 門 部 会	担当部署	区分	進捗率 (%)	効果額					
		17	18	19	20	21	開始年月	到達年月	合計					うち 支出の削減	うち 収入の増額	うち 支出の増額			
45	学校用務員委託の廃止 (18.3.31 個票追加)									H17年10月	H18年03月	施設	学校教育課 社会教育課	検討済	100%	0千円			
具体的取組内容		1月と3月の教育委員会の中で、学校用務員委託の廃止の是非について協議を行い、廃止することを決定しました。廃止後の用務員が行っている施設の管理については、警備会社との業務委託を行います。																	
46	室木小学校と西川小学校の統合についての検討									H19年04月	H20年03月	施設	学校教育課	検討期間前	-	0千円			
具体的取組内容		平成18年度中に、検討委員会設置準備を行います。																	
47	鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討									H18年04月	H19年03月	施設	学校教育課	検討中	20%	0千円			
具体的取組内容		関係者の意見を十分に反映するため、PTA等の構成による検討委員会を設置することとし、7月中に開催できるよう準備を行っています。また、7月に本校との協議を行い、次に同月本校と一緒に県教育庁との協議を行うこととなっています。																	

平成 17 年度分 収入状況一覧表

現年度分 (平成 17 年度実績)

単位：千円

項 目	調定金額	収入済額	不納 欠損額	未収額	徴収率%	16年度 収入済額	16年度 徴収率	差引 収入済額 (B - F)	差引 徴収率 (E - G)
	A	B			C				
町民税 (県民税を除く)	603,467	592,307		11,160	98.15%	593,437	97.96%	-1,130	0.19%
固定資産税	819,385	797,725		21,660	97.36%	805,160	97.29%	-7,435	0.07%
軽自動車税	34,188	32,701		1,487	95.65%	31,456	94.97%	1,245	0.68%
国民健康保険税	475,475	449,714		25,761	94.58%	438,222	94.36%	11,492	0.22%
住宅家賃	47,131	44,359		2,772	94.12%	38,064	90.35%	6,295	3.77%
保育料	75,615	74,134		1,481	98.04%	70,731	98.37%	3,403	-0.33%
現年度分 計	2,055,261	1,990,940		64,321	96.87%	1,977,070	96.68%	13,870	0.19%
水道料	305,877	302,788		3,089	98.99%	299,653	99.30%	3,135	-0.31%
下水道使用料	12,830	12,830		0	100.00%	9,803	100.00%	3,027	0.00%
学校給食費	82,119	81,693		426	99.48%	70,789	99.04%	10,904	0.44%

滞納分 (平成 17 年度実績)

単位：千円

項 目	調定金額	収入済額	不納 欠損額	未収額	徴収率%	16年度 収入済額	16年度 徴収率	差引 収入済額 (B - F)	差引 徴収率 (E - G)
	A	B			C				
町民税	63,553	7,860	7,038	48,655	13.91%	9,817	16.02%	-1,957	-2.11%
固定資産税	117,189	14,574	9,156	93,459	13.49%	11,445	10.76%	3,129	2.73%
軽自動車税	5,249	988	495	3,766	20.78%	860	19.35%	128	1.43%
国民健康保険税	142,043	7,043	12,684	122,316	5.44%	12,041	9.26%	-4,998	-3.82%
住宅家賃	13,407	4,366		9,041	32.57%	2,119	18.48%	2,247	14.09%
保育料	3,428	285		3,143	8.31%	327	12.63%	-42	-4.32%
滞納分 計	344,869	35,116	29,373	280,380	11.13%	36,609	11.58%	-1,493	-0.45%
水道使用料	2,701	2,072		629	76.71%	1,604	72.64%	468	4.07%
学校給食費	10,749	421		10,328	3.92%	582	5.45%	-161	-1.53%

主な収入の口座振替率一覧表

	平成17年度 (9月現在：個票作成時)			平成17年度 (3月現在)			差引振替率 (9月-3月)
	総件数	振替件数	振替率	総件数	振替件数	振替率	
町民税 (普通徴収のみ)	3,136件	827件	26.37%	3,233件	847件	26.20%	-0.17%
固定資産税	7,012件	3,390件	48.35%	6,986件	3,396件	48.61%	0.27%
軽自動車税	6,934件	1,244件	17.94%	6,851件	1,229件	17.94%	0.00%
国保税	3,825件	1,675件	43.79%	3,991件	1,721件	43.12%	-0.67%
住宅家賃	468件	153件	32.69%	464件	154件	33.19%	0.50%
保育料	279件	176件	63.08%	390件	236件	60.51%	-2.57%
水道料	6,794件	5,758件	84.75%	6,784件	5,758件	84.88%	0.12%
下水道使用料	338件	322件	95.27%	350件	338件	96.57%	1.31%
計	28,786件	13,545件	47.05%	29,049件	13,679件	47.09%	0.04%

町単独土木事業 各年度事業費

(単位:千円)

		18年度事業費	18年度現予算	19年度事業費	20年度事業費	21年度事業費	18年度から21年度 までの事業費合計	予算段階における 18年度から21年度 までの予定事業費合計
財政シュミレーションによる 投資的経費の額 (町単独土木事業費分)		247,046		263,046	212,046	200,046	922,184	922,184
町 単 独 事 業 費	道路橋梁費	50,671	42,000	65,671	23,871	50,871	191,084	182,413
	道路新設改良費	10,000	0	10,000	10,000	10,000	40,000	30,000
	治水堤防費	4,000	5,000	4,000	4,000	4,000	16,000	17,000
	用排水路費	18,514	10,000	15,214	15,214	15,214	64,156	55,642
	計	83,185	57,000	94,885	53,085	80,085	311,240	285,055
削減目標額		163,861	190,046	168,161	158,961	119,961	610,944	637,129

主要事業実施計画総括 年度別集計表

(単位:千円)

		18年度事業費	18年度現予算	19年度事業費	20年度事業費	21年度事業費	18年度から21年度 までの事業費合計	予算段階における 18年度から21年度 までの予定事業費合計
財政シュミレーションによる 投資的経費の額 (町単独土木事業費分を除く)		291,790		36,200	11,000	11,000	349,990	349,990
実施 予定 主要 事業	労働費 (特定地域開発事業)	177,000	326,000	0	0	0	177,000	326,000
	消防費	11,000	9,000	11,000	11,000	11,000	44,000	42,000
	小学校費	27,520	0	0	0	0	27,520	0
	計	215,520	335,000	11,000	11,000	11,000	248,520	368,000
削減目標額 (町単独土木事業費分を除く)		76,270	43,210	25,200	0	0	101,470	18,010

改正地方自治法による会計事務と行財政改革による収納対策事務を一体的に所掌する部署の設置について(集中改革プランの見直し)

～改革項目「25 課室局の統廃合」、「27 特別収納対策課の設置」及び「29収入役事務の兼掌」関係～

年	月	日	改正地方自治法による会計事務体制への円滑な移行等	備考
18	1	20	第164国会開会（会期：1月20日～6月18日） 地方自治法改正案の審議 （平成19年4月1日からの収入役廃止を含む）	国
	5	18	新助役の選任	臨時町議会
		19	収入役職務を代理する吏員を定める規則の制定、施行	町
		20	助役及び収入役任期満了	
		21	収入役は欠員とし、規則で定める吏員（総務人権課長）がその職務を代理	
	6	7	改正地方自治法の公布 改正法地方自治法の公布の日から施行日の前日までに収入役任期が満了する場合又は収入役が欠けた場合においては、収入役を選任しないことができる。この場合、規則で定める吏員がその職務を代理する。【経過措置】	国
	7	1	収入役室に室長を置き、9月末まで当該室長を収入役職務代理者とする	町
		5	鞍手町行財政改革推進委員会へ地方自治法改正の状況及びこれに付随する取り組みの見直しについて報告	
	9		課室設置条例の改正案の上程 上記改正条例及び関係例規の公布	9月定例町議会
	10	1	会計事務と収納対策事務を一体となって所掌する会計収納事務担当課（正式名称未定）を設置し、当該担当課長を収入役職務代理者とする	町
19	4	1	改正地方自治法の施行 特別職の収入役は廃止され、一般職の会計管理者を設置する（収入役が廃止されるため、助役による兼掌規定もなくなる）	国 町

【概要】

収入役任期満了（18.5.20）後は、当面収入役は欠員とし、規則で定める吏員がその職務を代理するが、9月定例町議会において課室設置条例を改正、改正地方自治法による会計管理者の設置と会計事務の重要性を踏まえながら、収納対策事務を一体となって所掌する会計収納事務担当課（正式名称未定）を設置して、当該担当課長を収入役職務代理者とする。

さらに、改正地方自治法施行（19.4.1）以後は、当該担当課長（収入役職務代理者）を会計管理者とすることにより、法改正に円滑に対応して、会計事務を掌る機能を確保することとする。

これは、改正地方自治法の公布の日（18.6.7）から施行日の前日（19.3.31）までに収入役任期が満了する場合又は収入役が欠けた場合においては、収入役を選任しないことができる経過措置を適用するものである。

このため、公布日時点においてすでに欠員となっている収入役は、新たに選任する必要はなく、施行日の前日まで収入役職務代理者（総務人権課長 収入役室長 会計事務等担当課長）が引き続き職務を代理することとし、助役による収入役事務の兼掌は行わないものである。

この方法により行うことの方が、助役による収入役事務の兼掌よりも円滑に事務体制を移行できる。

18.5.20 収入役	18.5.21 職務代理者 （総務人権課長）	18.7.1 職務代理者 （収入役室長）	18.10.1 職務代理者 （会計収納事務担当課長）	19.4.1 会計管理者
----------------	------------------------------	----------------------------	----------------------------------	-----------------

第4次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

（個票連番）	（項目名・資料名）	（変更等の区分）
4	国基準の90%に改定	7Pを訂正差替
8資料	年度別職員数と組織統廃合の状況	23Pの2として資料追加
9	特別職等の給与・報酬等の見直し	24Pを訂正差替
9資料	特別職人件費改定等に関する資料	25Pを訂正差替
16	電算システムの活用促進	43Pを見直し差替
29	収入役を置かない事務体制の構築	66Pを見直し差替
38	総合福祉センター	79Pの2として個票追加
39	文化体育総合施設	80Pの2として個票追加
41	鞍手町葬斎場	82Pの2として個票追加
42	鞍手町衛生センター	83Pの2として個票追加
45	学校用務員委託の廃止	87Pの2として個票追加

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）総括表

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署			
						17	18	19	20	21							
1 行政経営 の視点に よる危機 を克服で きる安定 した財政 基盤の確 立	1 歳入	1 収納率の 向上	1 税及び使用料・手数料 等の収納率の向上	1 目標収納率の設定	1							H18年04月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設 課、福祉課、学校教育 課		
				2 滞納処分の強化や民事手 続の実施	2									H17年11月	H22年03月	財政	税務課、保険課、建設 課、福祉課、下水道 課、学校教育課
				3 振替制度の利用促進	3										H18年04月	H22年03月	財政
		2 公平、公 正な受益 者負担	1 保育料の改定	1 国基準の 9 0 % に改定	4									H19年04月	H22年03月	財政	福祉課
			2 公共施設使用料の改定	1 施設使用料の有料化及び 減免規定の見直し	5									H17年11月	H18年10月	財政	社会教育課
		3 財源の確 保	1 企業誘致の促進と未利 用地の処分	1 企業誘致の促進と未利用 地の処分	6									H18年04月	H19年03月	財政	総務人権課、産業課、 まちづくり対策課
	2 歳出	4 各種補助 金の見直 し	1 補助金の見直し	1 交付基準に基づく各種補 助金の見直し	7									H19年04月	H22年03月	財政	総務人権課、住民課、 保険課、福祉課、人権 推進課、産業課、社会 教育課、学校教育課
					1 職員定数の見直し	1 適正な組織体制・人事配 置の合理化	8									H18年04月	H22年03月
		2 特別職等の給与・報酬 等の見直し	1 特別職等の給与・報酬等 の見直し	9											H18年01月	H22年03月	財政
				6 公共事業 等の見直 し	1 公共事業の見直し	1 公共事業（町単独立木事 業費）の抑制	10								H18年04月	H22年03月	財政
		7 経常経 費、投資 的経費の 見直し	1 扶助費及び報償費の見 直し				1 敬老祝金の支給対象者の 見直し	11								H18年04月	H22年03月
				2 投資的経費の削減	1 投資的経費の削減	12									H18年04月	H22年03月	財政

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
2 透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進	3 行政運営	8 事務事業の見直し	1 事務処理方法の改善 (効率的な行政運営)	1 職員提案制度の導入	13								H17年11月	H22年03月	行政運営	総務人権課				
				2 決裁規程の見直し	14										H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課		
				3 事務処理の一元化	15											H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	
				4 電算システムの活用促進	16											H18年01月	H19年03月	行政運営	総務人権課	
		9 行政評価の定着	1 行政評価の導入	17											H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
		10 行政サービスの向上	1 住民ニーズの把握	1 住民ニーズの把握	18											H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	
				2 住民の窓口サービス向上の推進	1 住民にわかりやすい案内図やサインの設置	19											H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課
					2 申請手続きの改善	20											H18年04月	H22年03月	組織機構	住民課、保険課、税務課、福祉課、水道課、建設課
					3 時間外窓口の設置	21											H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課
		4 協働	11 情報の公開と共有	1 行政情報の公表公開	1 行政情報の公表公開	22										H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁	
	12 住民参画の推進		1 住民参画の推進	1 住民参画の推進	23										H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		
	13 住民と行政との協働		1 住民団体の育成・支援	1 住民団体の育成・支援	24										H18年04月	H19年03月	行政運営	全庁		

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
3 地方分権 時代に柔軟に対応 できる組織編成と 人材育成の推進	5 組織機構	14 柔軟な組織の編成	1 組織・機構の改革	1 課室局の統廃合	25								H18年04月	H20年04月	組織機構	総務人権課				
			2 組織の運営方法の見直し	1 グループ制の導入	26										H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課		
			3 滞納整理する専門組織の設置	1 特別収納対策課の設置	27											H18年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	
		15 職員配置の適正化	1 定員管理の適正化	1 業務量に応じた適正配分	28											H17年10月	H22年03月	組織機構	総務人権課	
				2 収入役を置かない事務体制の構築	29												H18年06月	H22年03月	組織機構	総務人権課
			2 女性職員の積極的登用	1 女性職員の管理職登用	30												H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課
	3 人事管理制度の導入		1 異動希望自己申告制度の導入	31													H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課
		2 昇格資格試験制度の導入	32													H18年04月	H22年03月	組織機構	総務人権課	
		16 附属機関の見直し	1 附属機関の見直し	33												H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人権課	
	6 職員	17 人材育成の推進	1 人材育成基本方針の策定	34												H17年11月	H22年03月	組織機構	総務人権課	
18 人事交流等の推進		1 広域的な人事交流・派遣の検討	35													H18年04月	H19年03月	組織機構	総務人権課	

大分類 (基本方針)	中分類	小分類 (基本目標)	細分類	具体的改革項目	連番	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署						
						17	18	19	20	21										
4 民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進	7 管理	19 施設の改善	1 施設の改修	1 施設改修計画の策定	36								H18年04月	H22年03月	施設	健康増進課、社会教育課、住民課、福祉課、建設課、学校教育課、産業課				
			20 施設管理の改善	1 施設管理の改善	1 利用申請等の改善	37									H17年10月	H18年09月	施設	健康増進課 社会教育課		
	8 運営	21 民間委託等の推進	1 指定管理者制度の導入	1 総合福祉センター -	38										H17年10月	H18年03月	施設	健康増進課		
				2 文化体育総合施設	39											H17年10月			H18年03月	
				3 大谷自然公園	40												H18年04月	H19年03月	施設	社会教育課
				4 鞍手町葬斎場	41												H17年10月	H18年03月	施設	住民課
				5 鞍手町衛生センター -	42												H17年10月	H18年03月		
			2 民間活用	1 剣第二・西川第二保育所の民営化の検討	43												H18年04月	H19年03月	施設	福祉課
				2 学校給食の民間委託	44												H18年01月	H18年12月	施設	学校教育課
				3 直営（業務委託の見直し）	1 学校用務員委託の廃止	45											H17年10月	H18年03月	施設	学校教育課 社会教育課
																H19年04月	H22年03月			
			22 統合、廃止及び用途の見直し	1 施設の統合	1 室木小学校と西川小学校の統合についての検討	46											H19年04月	H20年03月	施設	学校教育課
	2 施設の存続・統合・廃止	1 鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討		47											H18年04月	H19年03月	施設	学校教育課		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年4月7日訂正差替

1.連番	4	2.担当専門部会	財政専門部会						
		3.担当部署	福祉課						
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立							
5.中分類	1	歳入							
6.小分類（基本目標）	2	公平、公正な受益者負担							
7.細分類	1	保育料の改定							
8.具体的改革項目	1	国基準の90%に改定							
9.実施概要	<p>町内の保育所入所児童数は、女性の社会進出の増加や景気の低迷による共働き世帯の増加により平成12年度以降増加している。一方、預かり時間が限られている幼稚園児は減少している状況である。全国的な流れから少子化に向かっていることは確かであり、今後、児童数の減少は避けておれないと思われる。</p> <p>保育所の運営状況は平成16年度決算において、歳出352,535千円に対し、歳入100,025千円でマイナス252,510千円である。そのうち交付税として約150,000千円補填されているが、残りについては町の負担となっており、今後、交付税措置の額が減少すると思われるので改定は必要である。</p> <p>保育料の改定については、平成10年4月1日の改定以降、改定されていない。平成10年度の国の改定では、所得税額または住民税額による階層区分を10階層から7階層へ移行していることから、国の基準と格差が生じている。また、年齢区分においても、2区分ではなく3区分で設定されており、調整の必要がある。しかし、7階層・3区分への移行は、国や、近隣市町村と比較してみると、階層・区分間の格差が大きく、保護者への急激な負担を緩和するためにも段階的な調整の必要があると思われる。</p> <p>これらのことから、平成21年度までに10階層から徐々に7階層へ改定することとする。また、近隣市町では国基準の90%までとしている市町村が多く、これらと均衡を保つため国基準の90%として改定を行う。</p> <p>改定を行うにあたっては、保護者への理解を求めため、鞍手町次世代育成支援行動計画に添って、延長保育や一時保育・休日保育・地域子育て支援など保育サービスの充実を図る。</p>								
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H19年04月		
						12.到達年月	H22年03月		
						13.公表時期	実施期間 終了後		
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、国基準の90%への到達率と、保育サービスの実施状況により評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	10,998	千円	
						内 訳	A 支出の削減		千円
							B 収入の増額	10,998	千円
C 支出の増額		千円							

年度別職員数と組織統廃合の状況

年度	職種	普通会計							企業会計等						合計	年度末退職者	統廃合の内容	統廃合後の課係数
		町長部局	議会	教委	農委	監査	小計	年度末退職者	水道	下水道	病院	老健	小計	年度末退職者				
17年度	行(一)	107	3	14	3	1	128	-2	11	6	11	2	30		158	-2	町長事務局 1 2 課室 2 4 係 教育委員会 2 課 2 係 議会事務局 農業委員会事務局 水道事業 1 課 3 係 病院事業	
	行(二)	3		4			7						2		9	0		
	その他	28					28							139	20	159		0
	計	138	3	18	3	1	163	-2	11	6	152	22	191	0	354	-2		
18年度	行(一)	106	3	14	2	1	126	-3	11	6	11	2	30		156	-3	町長事務局 1 1 課室 2 3 係 教育委員会 2 課 2 係 議会事務局 水道事業 1 課 3 係 病院事業	
	行(二)	3		4			7	-2					2		9	-2		
	その他	28					28							139	20	159		0
	計	137	3	18	2	1	161	-5	11	6	152	22	191	0	352	-5		
18年度 (10/1)	行(一)	107	3	13	2	1	126		11	6	11	2	30		156		学校教育課と社会教育課を教育委員会事務局に統合 1 特別収納対策課の新設 1 収入役事務の助役兼掌に伴い、収入役室会計係を総務課会計係	
	行(二)	3		4			7						2		9			
	その他	28					28							139	20	159		
	計	138	3	17	2	1	161		11	6	152	22	191	0	352			
19年度	行(一)	109	3	10	2	1	125	-10	15		11	2	28	-2	153	-12	建設課とまちづくり対策課を統合し都市建設課 1 産業課を産業経済課とし事務分担の見直し 上下水道事業とし水道課と下水道課を統合し上下水道課 1 保育所 2 所及び学校給食共同調理場の民営化 病院給食室完全民営化に伴い病院調理師を保育所調理師へ異動	
	行(二)	7					7	-3					0		7	-3		
	その他	28					28							149	22	171		0
	計	144	3	10	2	1	160	-13	15		160	24	199	-2	359	-15		
20年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	住民課と保険課を統合し住民生活課 1 福祉課と健康増進課を統合し福祉健康課 1	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28							149	22	171		0
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
21年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	前年度と同組織	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28							149	22	171		0
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
22年度	行(一)	97	3	10	2	1	113		15		11	2	28		141	0	前年度と同組織	
	行(二)	4					4						0		4	0		
	その他	28					28							149	22	171		0
	計	129	3	10	2	1	145	0	15		160	24	199	0	344	0		
増減率 (%)	行(一)	-9.3	0.0	-28.6	-33.3	0.0	-11.7	-15	36.4	-100.0	0.0	0.0	-6.7	-2	-10.8	-17	行(一) 1 7 名及び行(二) 5 名 合計 2 2 名の退職不補充による減員を図るが、病院事業 1 0 名及び介護老人保健事業 2 名 合計 1 2 名の欠員補充を行なうため、計画実施による減員は、1 0 名となる見込。(病院事業から町長事務局への調理師 2 名の異動を含む。)	
	行(二)	33.3		-100.0			-42.9	-5			-100.0	-100.0	0	-55.6	-5			
	その他	0.0					0.0	0			7.2	10.0	7.5	0	6.4	0		
	計	-6.5	0.0	-44.4	-33.3	0.0	-11.0	-20	36.4	-100.0	5.3	9.1	4.2	-2	-2.8	-22		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年4月7日訂正差替

1.連番	9	2.担当専門部会	財政専門部会				
		3.担当部署	総務人権課				
4.大分類（基本方針）	1	行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立					
5.中分類	2	歳出					
6.小分類（基本目標）	5	人件費の見直し					
7.細分類	2	特別職等の給与・報酬等の見直し					
8.具体的改革項目	1	特別職等の給与・報酬等の見直し					
9.実施概要	<p>特別職の給与や報酬は、町長が条例を改定する場合、議会に提出しようとするときにあらかじめ、特別職報酬等審議会に諮問をし、その答申に基づいて改定されているものであるが、この審議会を2年に1回の定期的な開催とし、その時々的人事院勧告や近隣の市町村及び県内の動向を見極めながら改定の必要の有無などを検証する。</p> <p>平成17年12月8日付け特別職報酬等審議会答申に基づく改定により、見直しを行う。</p> <p>なお実施期間中の削減目標額は、特別職報酬等審議会答申に基づく改定による効果額、収入役事務を助役が兼掌することによる効果額及び議会議員定数の減員による効果額を合算した財政的效果額とする。</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年01月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	実施期間 終了後
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15.財政的效果 (再掲) A+B-C		106,678 千円
	内 訳	A 支出の削減	106,678 千円				
		B 収入の増額	千円				
C 支出の増額	千円						

特別職人件費改定等に関する資料

(報酬等審議会答申に基づく改定、収入役事務の兼掌及び議会議員定数の減員による財政的效果額)

(単位：千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計	説明
四役	現行	47,077	47,077	47,077	47,077	47,077	235,385	特別職報酬額等審議会答申により平成18年1月1日改定 町長 7% 助役 5% 収入役 4% 教育長 3%
	改定後	46,685	35,721	34,386	34,386	34,386	185,564	
	差額	-392	-11,356	-12,691	-12,691	-12,691	-49,821	
議会議員	現行	71,875	75,683	76,235	76,235	76,235	376,263	特別職報酬額等審議会答申により平成18年4月1日改定 議長等 2%
	改定後	71,875	74,365	59,770	57,586	57,586	321,182	
	差額	0	-1,318	-16,465	-18,649	-18,649	-55,081	
非常勤	現行	30,766	30,766	30,766	30,766	30,766	153,830	特別職報酬額等審議会答申により平成18年4月1日改定 非常勤特別職等の報酬額等 1.5%
	改定後	30,766	30,322	30,322	30,322	30,322	152,054	
	差額	0	-444	-444	-444	-444	-1,776	
合計	現行	149,718	153,526	154,078	154,078	154,078	765,478	
	改定後	149,326	140,408	124,478	122,294	122,294	658,800	
	差額	-392	-13,118	-29,600	-31,784	-31,784	-106,678	
説明		【四役】 報酬等審議会の答申による四役の改定分3月分の減額分 【議員】 議員数16名分(欠員1名) 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 欠員補充による増額(議員数17名) 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名 13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名 13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較	【四役】 収入役を置かない事務体制の構築による削減 【議員】 議員定数減員による削減定数17名 13名 【非常勤特別職等】 平成17年当初予算680人(統計調査員等を除く)で算出比較		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年1月16日見直し

1. 連番	16	2. 担当専門部会	行政運営専門部会						
		3. 担当部署	総務課						
4. 大分類（基本方針）	2	透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進							
5. 中分類	3	行政運営							
6. 小分類（基本目標）	8	事務事業の見直し							
7. 細分類	1	事務処理方法の改善（効率的な行政運営）							
8. 具体的改革項目	4	電算システムの活用促進							
9. 実施概要	<p>現在の電算システムは、増大する事務量の対策として平成13年に導入し、事務処理に活用してきたところである。</p> <p>現在は、職員に1台のパソコン端末を配備。庁内LANの整備により、情報の共有等、幅広く利用され、事務の省力化にも大きな効果が認められる。</p> <p>そこで、電算システムの能力を最大限に引き出すため、平成18年1月から情報管理係を主体として有効活用のための調査に取り組み、随時作業を行うこととする。また、平成18年度に予定されている電算システムの能力アップに併せ、事務の簡素化・効率化をより一層推進することとする。</p>								
10. 検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11. 開始年月	H18年01月		
						12. 到達年月	H19年03月		
						13. 公表時期	平成18年度終了後		
14. 指標 （評価の方法）	実施期間終了後、活用促進されると認められる案件の処理状況により評価する。					15. 財政的效果 （再掲） A+B-C	0 千円		
						内 訳	A 支出の削減	千円	
							B 収入の増額	千円	
						C 支出の増額	千円		

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年5月19日見直し

1.連番	29	2.担当専門部会	組織機構専門部会					
		3.担当部署	総務人権課					
4.大分類（基本方針）	3	地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進						
5.中分類	5	組織機構						
6.小分類（基本目標）	15	職員配置の適正化						
7.細分類	1	定員管理の適正化						
8.具体的改革項目	2	収入役を置かない事務体制の構築						
9.実施概要	<p>収入役は、現金・物品の出し入れや保管などの会計事務に関して、町長から独立した権限を持つ最高責任者であるが、総務省は行財政改革の一環として、2004年5月、地方自治法の一部を改正し、町村のみならず人口10万人未満の市も収入役を置かず、長又は助役が収入役の事務を兼掌することができることと定めた。</p> <p>また、IT（情報技術）化に伴う出納業務の簡素化などから、この法律の改正により、収入役事務を、長又は助役が兼掌する自治体が全国でも増えている。</p> <p>このことから、平成17年度に策定した集中改革プランでは、平成18年5月20日の収入役の任期満了後は、助役が収入役事務を兼掌することとしていたが、地方自治法が改正、平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日からは、特別職の収入役は廃止され、一般職の会計管理者を設置することとなったため、助役による兼掌もできないこととなった。</p> <p>改正後の地方自治法では、経過措置として、公布の日から施行日の前日までに収入役の任期が満了する場合又は収入役が欠けた場合においては、収入役を選任しないことができるものとされており、この場合、規則で定める吏員がその職務を代理することとなる。</p> <p>よって、収入役の任期満了後は、助役による収入役事務の兼掌も可能であるが、これによらず平成19年3月31日まで収入役職務代理者を置く方が、同年4月1日以降設置する会計管理者への移行を、業務に支障なく行うことができるので、具体的改革項目の実施概要等を見直し、収入役を置かない事務体制を構築するものとする。</p>							
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年06月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	実施期間 終了後	
14.指標 (評価の方法)	<p>実施期間終了後、出納業務の状況及び収入役を置かない事務体制における効果を、評価する。</p> <p>収入役を置かないことによる財政的效果額については、個票連番9「特別職の給与・報酬等の見直し」の財政的效果に含めて計上する。</p>					15.財政的效果 (再掲) A+B-C	0 千円	
						内 訳	A 支出の削減	千円
							B 収入の増額	千円
C 支出の増額	千円							

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	38		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		健康増進課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7.細分類	1	指定管理者制度の導入					
8.具体的改革項目	1	総合福祉センター					
9.実施概要	<p>この項目は、第3次行政改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>鞍手町総合福祉センター（くらの郷）は、平成10年度から平成12年度にかけ建設された、比較的新しい施設であり、現在、その管理・運営は鞍手町社会福祉協議会が行っている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、風呂等の利用料金収入が約21,300千円であるのに対し、管理費として約53,536千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>						
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	平成21年度終了後
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15.財政的効果 （再掲） A+B-C		9,366 千円
					内 訳	A 支出の削減	187,376 千円
						B 収入の増額	0 千円
						C 支出の増額	178,010 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	39		2.担当専門部会		施設専門部会			
			3.担当部署		社会教育課			
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7.細分類	1	指定管理者制度の導入						
8.具体的改革項目	2	文化体育総合施設						
9.実施概要	<p>本施設は、昭和50年～60年にかけて設置された、近隣に類のない複合施設であり、体育協会、美術協会等をはじめとする各種団体の生涯学習、社会体育、体験活動等の幅広い活動の拠点となっている。</p> <p>管理・運営経費の年間の収支は、利用料金収入が約6,000千円であるのに対し、管理料として約21,000千円を支出している。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	平成21年度終了後	
14.指標 （評価の方法）						15.財政的效果 （再掲） A+B-C		3,675 千円
						内 訳	A 支出の削減	73,500 千円
							B 収入の増額	0 千円
							C 支出の増額	69,825 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	41		2.担当専門部会	施設専門部会					
			3.担当部署	住民課					
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進							
5.中分類	8	運営							
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進							
7.細分類	1	指定管理者制度の導入							
8.具体的改革項目	4	鞍手町葬斎場							
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町葬斎場についての維持管理として、火葬炉点検・夜間警備・消防設備点検・自動ドア点検・燃料費等で、年間5,706千円の支出をしている。</p> <p>また、葬斎場全般の管理者として嘱託職員を2名、葬斎場内外の清掃作業員を2名雇用し、年間10,164千円の支出をしており、葬斎場全体の維持管理費の総額は、15,870千円の支出となっている。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>								
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月		
						12.到達年月	H22年03月		
						13.公表時期	平成21年度終了後		
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。					15.財政的効果 (再掲) A+B-C	2,779	千円	
						内 訳	A 支出の削減	55,545	千円
							B 収入の増額	0	千円
							C 支出の増額	52,766	千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	42		2.担当専門部会		施設専門部会		
			3.担当部署		住民課		
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進					
5.中分類	8	運営					
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進					
7.細分類	1	指定管理者制度の導入					
8.具体的改革項目	5	鞍手町衛生センター					
9.実施概要	<p>この項目は、第3次改革の検証において「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。</p> <p>現在、鞍手町衛生センターについては、全面の管理委託を行っており、平成16年度の施設の運転・操作・点検整備等として委託費43,459千円を支出している。また、その他の維持管理として、火災報知器点検・自動ドア点検・薬品購入・燃料費等で、年間22,608千円を支出している。</p> <p>衛生センター全般の管理者として嘱託職員を1名雇用し、年間経費としては、2,480千円を支出しており、これらをまとめた衛生センター全体の維持管理費の総額は、68,547千円となっている。</p> <p>よって、平成17年度に検討を行った結果、指定管理者制度の導入効果が見込まれることから、平成18年3月に関係例規の整備を行ったので、同年9月に指定の議決を得て、平成18年10月から導入することとする。</p>						
10.検討及び実施期間 (検討 実施)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H18年10月
						12.到達年月	H22年03月
						13.公表時期	平成21年度終了後
14.指標 (評価の方法)	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15.財政的効果 (再掲) A+B-C		11,998 千円
					内 訳	A 支出の削減	239,915 千円
						B 収入の増額	0 千円
						C 支出の増額	227,917 千円

第 4 次 行財政改革集中改革プラン（実施計画）個票

平成18年3月31日追加

1.連番	45		2.担当専門部会	施設専門部会				
			3.担当部署	学校教育課				
4.大分類（基本方針）	4	民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進						
5.中分類	8	運営						
6.小分類（基本目標）	21	民間委託等の推進						
7.細分類	3	直営（業務委託の見直し）						
8.具体的改革項目	1	学校用務員委託の廃止						
9.実施概要	<p>現在、小学校6校、中学校2校、高校1校の計9校で用務員委託を行っており、経費としては、用務員委託料及び光熱水費等で年間20,000千円を支出している。</p> <p>警備保障会社に警備を委託した場合は、経費見込みで約7,000千円となり、大幅な削減効果が見込まれ、また、用務員が行っている施設の管理についても対応が可能である。</p> <p>よって、平成18年度を準備期間として、平成19年度から警備保障会社による管理へ移行することとする。</p>							
10.検討及び実施期間 （検討 実施）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	11.開始年月	H19年04月	
						12.到達年月	H22年03月	
						13.公表時期	平成21年度 終了後	
14.指標 （評価の方法）	実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。				15.財政的効果 （再掲） A+B-C		39,000	千円
					内 訳	A 支出の削減	60,000	千円
						B 収入の増額	0	千円
						C 支出の増額	21,000	千円

鞍手町水道事業 中期経営計画

平成 1 7 年度 平成 2 1 年度

鞍手町水道課

《 目 次 》

1	計画策定趣旨	1
	社会的背景	
	事業の現状	
	事業の課題	
2	事業運営の基本方針	3
	(1) 計画の位置付け	
	(2) 計画策定の期間	
	(3) 鞍手町水道水質改善検討委員会	
	(4) 事業運営の目標	
	(5) 経営基盤強化への取組	
3	事業計画	6
	(1) 中期収支計画	
	(2) 中期指標	
	(3) 定員管理に関する計画	
	(4) 給与の適正化に関する計画	
	(5) 将来需要予測	
	(6) 主要施策	
	(7) 設備投資計画	
4	経営基盤強化への取組	8
5	災害対策への取組	10
6	老朽化施設の計画的な更新	10
7	人材育成の取組	10
8	経費削減等の取組による効果額	11
9	環境保全等への取組	11
10	計画達成状況の公表	11

1 計画策定主旨

社会的背景

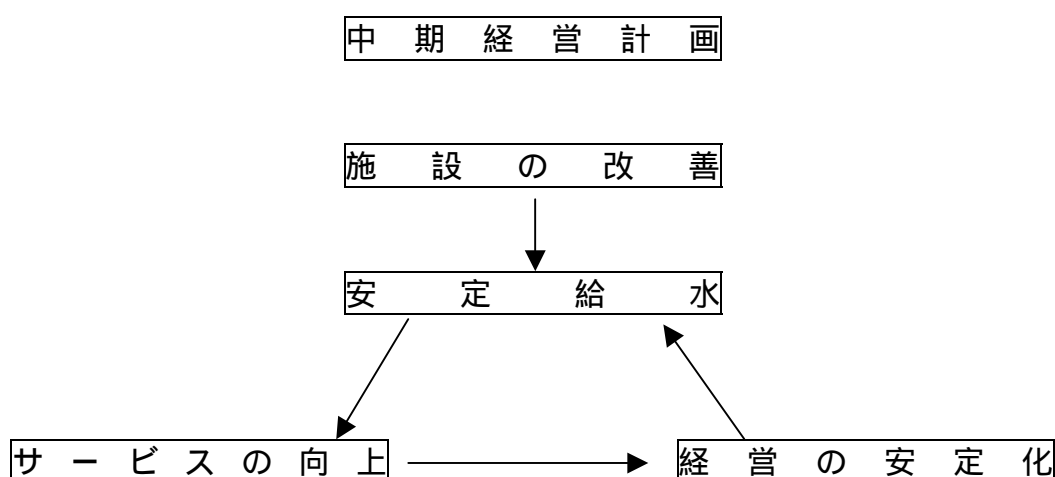
上水道は、すべての住民が衛生的で快適な生活を営む上で欠かせない基本的かつ重要な施策の一つです。

本町上水道は、昭和41年に三菱鉱業新入炭鉱専用水道を引き継ぎ剣地区で給水したことから始まり、数度の拡張工事を経て、昭和54年に給水能力10,000m³/日当りで完成し、将来の人口増や公共下水道の整備等に伴う給水量の増加に対しても対応可能な給水能力であります。

平成17年3月末の給水人口は17,272人、普及率は90.59%となっており「安定給水」「サービス向上」「経営の安定化」に努めてきました。

しかし、人口の減少や水需要等の減少による経営状況の悪化や、西方沖地震をはじめとする大規模災害に備えたライフライン機能の強化など、事業経営の根幹にかかわる新たな課題も生じており、その対策が急務となっています。

また、遠賀川水系下流に位置する本町の地理的条件から来る水質の悪化といった問題もあり、安全で良質な水を長期的・安全的に供給するため、これらの新たな課題への対策を中心に中期経営計画を策定するものです。



事業の現状

本町の有収水量は、平成12年度をピークに、以降は給水人口の減少に伴い有収水量の減少傾向が続いており、平成12年度と平成16年度を比較すると有収水量で68,534m³、給水人口で1,017人の減少となっております。

このような傾向は、平成17年度以降も減少傾向が続くと思われませんが、気象条件等の一時的なものではなく、人口の減少や節水意識の浸透、長引いた景気の低迷なども一因であると考えられます。

さらに、水資源の保全に関する感心の高まりや、水道料金の節約という経済的なもの、節水意識の高まりによる節水型の洗濯機や食器洗い機の普及等、様々な要因で水需要の減少がさらに拡大すると思われれます。

また、近年「水道水を飲むか」と聞くと「水道水はおいしくないし、安全でないから、ミネラルウォーターを飲んでいる。」という人が増えています。これを裏付

けるようにミネラルウォーターの売上は、10年前に比べると4倍増にもなっており、飲み水としての需要減少が拡大しています。

今後の水需要の傾向は、少子高齢化の進展等により給水人口の減少は避けられませんが、下水道の普及に伴う将来需要予測では、平成17年度から平成21年度を比較すると水需要は3,360 m³の増加となります。

事業の課題

本町浄水場施設は、数度の拡張工事を経て、昭和54年に給水能力10,000 m³/日当たりで完成しました。浄水施設のほとんどが昭和40年代から50年代にかけて整備されたものであり、既に稼働後30年程度を超え、同時期に整備された主な送配水施設は布設替えがほぼ完了しています。しかし、将来にわたり安定的に給水を確保していくためには、これら老朽施設の長期的な視点に立った計画的な施設の改良が不可欠であり、効率の悪い施設を抜本的に見直し、効率的かつ低コストの施設を構築しなければなりません。また、地震等の災害発生時における被害の軽減化という観点からも着実に取り組む必要があります。

また、原水を取水している浮洲池は、近年、上流の生活排水等の流入により富栄養化が進み生物（藻類）が大量に発生しており、その解決策として中間市水道局と共同で藻類抑制装置を7機設置していますが、藻類抑制の根本的な解決策とはなっていないのが現状です。

厚生労働省は、平成15年3月、水道法第四条第二項により新たな水質基準を定め（平成16年4月より施行）、臭気項目であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは、平成19年3月までは暫定基準値にて運用し、4月より新たな水質基準値にて運用されることになりました。このため、臭気に関する基準値等が厳しくなり水質基準に達しないことが懸念されます。

また、遠賀川水系下流に位置する本町の地理的条件から来る水質の悪化といった問題もあり、安全で良質な水を長期的に供給するため、平成17年度に「鞍手町水道水質改善検討委員会」を設置し、町議会・住民・学識経験者・行政の各代表10名の委員で、施設の改善、水源の変更、料金の改定等を含めて現在検討を行っているところです。

2 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

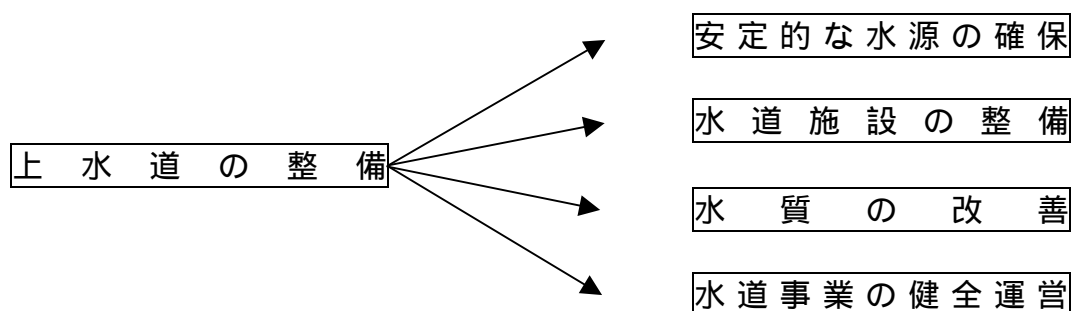
(第4次鞍手町行財政改革集中プランとの整合性)

この計画は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に規定する「集中改革プラン」に基づく地方公営企業に係る部分と、地方公営企業の経営の総点検を通しての中期計画とします。

また、この計画は「第4次鞍手町行財政改革集中プラン」の公営企業部分とします。

(第3次鞍手町総合計画後期基本計画との整合性)

「第3次鞍手町総合計画後期基本計画」をふまえ、浄水場の施設改善計画の検討を行います。近年、水道利用者の給水サービスに関するニーズも多種・多様となり、おいしさ、安心感といったサービスの「質」に対する関心が大きくなっています。また、料金収入で賄われている水道事業は、水道利用者の理解と信頼の上に成り立っており、料金の改定にあたっては、水道利用者の視点をより積極的に事業運営に取り入れていくことが不可欠です。



「安定的な水源の確保」

渇水期等に左右されない水の長期的・安定的な供給のため、新たに関係機関と協議しつつ検討していく。

「水道施設の整備」

国の示した「水道管路近代推進事業」に基づいて、管路の布設替を計画的に実施する。

耐用年数を経過した機械・電気設備等の老朽化施設を年次計画に基づいて改善する。

渇水期対策として、原水を有効利用するための施設改善を行う。

「水質の保全」

上流域及び本町における下水道関連事業の促進を図るとともに、水源地周辺の環境整備に努める。

引き続き高度処理による水質改善を図る。

「水道事業の健全運営」

広報活動等の充実を通じて、住民の節水意識の高揚及び水道事業に対する理解と協力を促していく。

常に経済性を考慮して、事務事業の効率化や経費の節減を図るとともに、使用料金の適正化に努め、健全財政を確保する。

(2) 計画策定の期間

開始年度 平成17年度
終了年度 平成21年度

(3) 鞍手町水道水質改善検討委員会

鞍手町水道水質改善検討委員会において、下記に示したような課題に検討を行います。

将来にわたり安定的な給水を確保していくためには、老朽化施設の長期的な視点に立った計画的な改良・更新が不可欠であるため、十分な検討が必要です。

また、水源の検討においては、浮洲池からの取水量については計画取水が安定して得られていますが、水源を木月池に変更した場合、変更認可の対象となり水源の安定取水が確実であることを示す必要があります。この場合、木月池の水収支検討を行う必要があります。年間を通じた水の出入りを測定し、降水量、蒸発量、計画取水量等により、木月池からの安定給水量を調査・解析し確定することとなります。したがって、計画取水量を確定するために、1～2年の調査期間を考慮する必要があります。それに伴う調査費用等が必要となります。

検 討 課 題

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 水 質 の 検 討 | 1. 水質試験の検討
2. 生物試験の検討 |
| 浄水場施設の検討 | 1. 前処理施設
2. 排水処理施設
3. 急速ろ過施設 |
| 水 源 の 検 討 | 1. 木月池水質水量の検討
2. 浮洲池水質水量の検討 |
| 事 業 費 の 検 討 | 1. 水道料金の検討
2. 事業費の検討
3. 起債の検討 |

鞍手町水道水質改善検討委員会

H17	H18	H19	H20	H21
検 討	検 討	調査設計 (予定)	認 可 (実施)	

(4) 事業運営の目標

料金改定について

今後の水道事業は、水需要の減少に伴い料金収入の増加が困難になる中、老朽化施設の修繕・更新を計画しており、直接、料金収入の増加に結びつきにくい事業を確実に進めていかななくてはなりません。

起債の借り入れ、料金収入の改定等を視野に入れ事業に取り組みなくてはならず、水道利用者の視点をより積極的に事業運営に取り入れていくことが不可欠です。

また、水道料金については、近隣事業体との料金格差を比べると鞍手町は決して高い料金ではなく、住民サービスにつながる料金の改定は、水道利用者の負担の適正化を図りながら、水道利用者の理解を得て料金改定を行います。

課室局の統廃合

課室局の統廃合を行い、平成19年4月1日より、水道課と下水道課を統合し上下水道課を新設します。

また、グループ制の導入により上水道班、下水道班とし、適正な人員配置を図り、柔軟性のある組織づくりを行います。

新規事務について

鞍手町水道水質改善検討委員会の答申を受け、国の認可を受けるため、事業開始は2年～3年後と予想されます。浄水場の前処理施設・急速ろ過池等の新設・改善認可設計書の作成、起債の借り入れ事務等が新たに発生します。

(5) 経営基盤強化への取組

料金制度の枠組は、昭和63年度に変更した以降は、消費税導入時に変更し現在に至っています。

しかし、この間に社会の情勢は大きく変化し、水道事業を取り巻く環境が変化していることを受け、水道利用者や経営に与える影響を十分に考慮し、また浄水施設の改良に伴う工事費等を見込んで、望ましい料金制度のあり方について検討します。

料金改定

スケジュール					
H17	H18	H19	H20	H21	H22
検討			改定予定		

3. 事業計画

(1) 中期収支計画 (単位：千円)

収益的収支及び資本的収支

		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
収益的 収支	料金	395,648	353,272	351,247	391,236	389,239
	他会計補助金等	21,183	16,714	12,942	10,289	8,871
	人件費	84,421	88,296	87,594	88,465	89,355
	物件費	312,829	277,393	272,306	262,242	278,205
	経営損益	19,401	4,297	4,289	50,818	30,550
資本的 収支	企業債	0	0	0	800,000	0
	他会計補助金等	19,787	29,161	27,000	1,027,000	27,000
	他会計借入金等	0	0	0	0	0
	国補助金	0	0	0	200,000	0
	県補助金	0	0	0	0	0
	建設改良費等	39,004	81,423	51,000	1,051,000	51,000
	企業債償還金	87,895	79,002	65,171	43,492	33,583

企業債残高 (単位：千円)

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
総額 (うち公的資金)	812,786	724,891	645,889	1,380,717	1,337,226)

(2) 中期指標 (単位：千円)

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
経営収支比率	1.0488	1.0117	1.0119	1.1449	1.0831
不良債務比率					
累積欠損金比率					
繰入金比率					
職員1人あたり営業収益	27,776	26,517	26,013	28,680	28,436
事故件数					
顧客満足度					
苦情受付件数					

浄水場施設の改良は平成20年度から21年度の予定となっており、浄水場施設改良後は、水道利用者にとって安全で美味しい『水』として需要の増加が見込まれ、経営収支比率も好転すると予想されます。

(3) 定員管理に関する計画

	17.4.1 ~ 22.4.1	対 17.4.1 純減率	11.4.1 ~ 16.4.1 純減実績	対 11.4.1 純減率	定員適正化計 画見直し状況
増員見込み(A)	0				
減員見込み(B)	1				
純減数(A) - (B)	1	9.1	0	0	

17.4.1現在の総職員数：11人 22.4.1現在の総職員数：10人
H19年4月より、水道課(11名)と下水道課(6名)を統合し、上下水道課(15名)とします。

(4) 給与の適正化に関する計画

	実施内容	予定年度・(実施済年度)
高齢層職員昇給停止	国準拠	平成14年度実施済
不適正な昇給運用の是正	勤続20年以上の退職で1号特昇	平成18年度
級別職務分類表に適しない給への格付け等	国準拠	実施済
退職手当の支給率の見直し	国準拠	実施済
特殊勤務手当の適正化	なし	
その他の手当て適正化	調整手当の廃止 (経過措置 14~15年度 2.5%、 16~17年度 2%)	平成18年度
国や民間の同種の職種との比較の実施	なし	
給料表の適正化	国準拠	実施済
その他	なし	

(5) 将来需要予測

	H17	H18	H19	H20	H21
給水人口	16,869	16,719	16,569	16,419	16,269
年間総給水量	1,774,015	1,758,240	1,742,465	1,726,691	1,710,916
1日平均給水量	4,860	4,817	4,773	4,730	4,687
下水道による年間水需要	840	2,300	2,600	3,700	4,200

少子高齢化による水需要の減少傾向が続きますが、浄水場施設の改良、及び下水道の普及により水需要の増加が見込まれます。

注) 下水道の水需要 = 処理区域内人口 × (2 m³ × 2.6人 / 家族)

(6) 主要施策

	施策名	実施時期	内容
1	浄水場施設改良	H20	前処理・排水処理等
2	配水管布設替	H18	250石綿管 L = 500m

(7) 設備投資計画

(単位: 千円)

	H17	H18	H19	H20	H21
浄水場施設改良				1,000,000	

4 . 経営効率化への取組

今後の水道事業は、水需要の減少に伴い料金収入の確保がますます困難になることが予想されます。その中で、災害対策や老朽施設の修繕・更新など、直接、料金収入の増加に結びつきにくい事業を確実に進めていくため、経営効率化に向けて下記の取組を行います。

組織体制や業務改善

過去、行（二）職員4名が退職した時点で委託職員に切り替えたことにより、人件費の大幅削減ができたことが、現在まで純利益を計上できた最大の理由であります。そのため徹底した経営の効率化を図るため、組織・体制の見直し、民間委託の活用など業務改善の取組を進めます。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
組織の見直し			実施		

浄水場の効率的な施設運営

浄水場の運転管理業務の委託化・無人化といった手法についても検討を行い、浄水場の効率的な施設運営を目指します。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
浄水場の効率的な施設運営			検討		

業務の効率化

水道利用者のサービス向上の充実と水道事業の一層の効率化を目指して、水道諸手続きの電子化を推進し、業務の効率化を図ります。

また、料金徴収サイクルの短縮化を実現するため、金融機関への口座振り替えを推進します。

さらに、現在の財務会計システムを見直し、新規財務会計システムの構築を実現し、事務の効率化を図ります。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
口座振替の推進	実施				
財務会計システムの見直し			検討		

未収金対策

未収金対策として、「第4次鞍手町行財政改革集中プラン」の中で、徴収体制の強化が掲げられております。水道課の未収金額は、平成17年度末過年度分57万円となっており、現年度分の収納率は98.99%です。未納者には給水停止等の処置を実施するとともに、H18年10月に設置予定である特別収納対策課と連携し、料金の100%徴収を目指します。

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
徴収体制の強化	検討	実施			

アウトソーシングの実施状況（経営効率化にむけての取組状況）

	業 務	実施	一部実施	未実施
水道事業	配水管の漏水防止調査			
	配水管の点検・保守			
	浄水場の点検管理業務			
	浄水施設の点検・保守			
	水質試験・検査業務			
	汚泥・排水処理業務			
水道事業 （末端）	検針業務			
	料金徴収業務			
	滞納整理・停水業務			
	使用開始・廃止の受付			
	転居時の開閉栓・料金精算業務			
	給水装置の受付・設計審査			
	給水装置の修繕業務			
	水道メーターの維持管理			
	配水管の漏水調査			
	漏水調査			
	配水施設の点検・保守			
	浄水場の運転管理業務			
	水質試験・検査業務			
	納付書配布			

5．災害対策への取組

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震は、地震が少ないと思われていた福岡県に与えた被害は甚大なものでした。本町も大規模地震に備え、被害の軽減化と迅速な応急復旧等のために必要な対策を講じることが必要と思われま

水運用の機能強化

給水経路の多系統化により給水の安定化を確保するとともに、災害発生時における断水等の被害拡大防止と迅速な復旧を目的として、マッピングシステムの導入の検討を行い、配水幹線網の整備、配水ブロックの再編成、水運用システムの強化を図ります。

また、水道の基幹施設である浄水施設等の耐震補強を行うとともに、送配水施設の計画的耐震化のため基礎調査を行い、災害時における円滑な応急給水を図るため、主要な配水池への緊急遮断弁の検討を行います。

	H17	H18	H19	H20	H21
マッピングシステム				検討	

6．老朽化施設の計画的な更新

国の示した「ふれっしゅ水道」計画に基づいて実施した、石綿セメント管の布設替は、平成13年度で一部を残してほぼ完了しています。

老朽管の更新

	H17	H18	H19	H20	H21
石綿管更新		実施500m			

鞍手町水道水質改善検討委員会の結論を受け、取水場・浄水施設・配水施設等の施設整備について調査設計を行い国の認可を受け、計画的に整備します。

施設整備

	H17	H18	H19	H20	H21
施設整備		検討	調査設計	国・認可 (実施)	

7．人材育成の取組

水道課職員として基本的な知識や技術の習得、技術の向上等を目的とした独自の研修と、日本水道協会等の外部機関で開催する専門研修及び本町職員研修の研修プログラムを効果的に組み合わせることにより、職員研修を体系化し、複雑・多様化する業務を効率的かつ確実に実行できる企業職員の育成を図ります。

また、水道事業全般の基本的知識の習得、水道技術者の育成及び技術継承のための研修を充実させます。

さらに、水道利用者志向の経営をより効率的に展開することを目指し、待遇の基本と水道利用者への対応技術の改善・向上を目指すため、実践的な水道利用者へのサービス向上のための研修を実施します。

町研修・専門研修

	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1
研 修		実 施			

8 . 経費節減等の取組による効果額

項 目		H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	
収 入	未収金徴収対策		50	50	50	50	
	料金見直						
	未利用財産の売り払い等						
	その他						
支 出	人 件 費 削 減	職員削減			7,020	7,020	7,020
		退職者不補充の場合の効果額					
		嘱託、臨派遣職員等の活用の場合の効果					
	給与等削減						
	組織の統廃合						
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減						
	その他						
合 計			50	7,070	7,070	7,070	

9 . 環境保全等への取組

環境資源である水を直接利用する事業者として、健全な水循環系を構築するため、水源環境の保全に努めるとともに、上流域及び本町に置ける下水道関連事業の促進を図り周辺の整備に努めます。

また、宮若市・県企業局と水道水源流域における開発行為等を抑制し、水源滋養林について林層の調査を実施し、将来にわたる計画的な維持管理等の検討を行います。

10 . 計画達成状況の公表

結果については、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と住民へのわかりやすい公表体制を維持し、透明性の確保を図ります。

また、住民への公表は、広報誌やホームページを活用して行います。

鞍手町下水道事業 中期経営計画

(平成 17 年度 ~ 平成 21 年度)

鞍手町下水道課

《 目 次 》

1	計画策定趣旨	1
	(1) 社会的背景	
	(2) 事業の現状	
	(3) 事業の課題	
	(4) 経営計画策定の考え方	
2	事業運営の基本方針	2
	(1) 計画の位置付け	
	(2) 計画策定の期間	
	(3) 事業運営の目標	
	(4) 経営基盤強化への取組に係る基本方針	
3	事業計画	3
	(1) 中期財政収支計画	
	(2) 中期指標	
	(3) 定員管理に関する計画	
	(4) 給与の適正化に関する計画	
	(5) 将来需要予測	
	(6) 主要施策	
	(7) 設備投資計画	
4	経営基盤強化への取組	6
	(1) 経営改革への取組	
	(2) 人材育成への取組	
5	経費削減等の取組による効果額	6
6	計画達成状況の公表	6

1 計画策定趣旨

(1) 社会的背景

下水道は、快適で衛生的な生活環境への改善、雨水排除による浸水の防除及び公共用水域の水質保全のため欠くことのできない重要な都市基盤施設であるとともに、下水汚泥等の資源を活用した、循環型社会の形成に大きな役割を担っています。

また、下水道事業は、公営企業として独立採算性を採用した経営形態となっており、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営することが求められています。

(2) 事業の現状

鞍手町の下水道事業は、平成7年度に、遠賀川下流域下水道事業(中間市、水巻町、鞍手町、遠賀町)の採択を受け、平成8年度より下水道整備に着手し、現在は、計画面積の約28%にあたる約236haの整備を進めています。また、平成15年度には一部供用開始し、現在までに、行政人口の約5%にあたる1000人が下水道を利用しています。

(3) 事業の課題

下水道の整備には、多額な費用の投入が必要となりますが、下水道普及率の向上を図るため、今後も効果的・効率的な整備に取り組む必要があります。

経営面では、下水道普及率が低いことで使用料収入が少ないことから、更なる経営の効率化・健全化を推進し、経営基盤の強化を図ることが課題となっています。

(4) 経営計画策定の考え方

下水道事業は多額の設備投資を要しますが、町民生活に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を担っており、今後も未普及地域の早期解消を行う必要があります。そのため、経費の節減、下水道使用料の見直しと収納率の向上、利用者サービスの充実に努めるとともに、中長期的視点に立った下水道経営の効率化、健全化に取り組むため、中期経営計画を策定することにしました。

2 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

この計画は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に規定する「集中改革プラン」に基づく地方公営企業に係る部分と、地方公営企業の経営の総点検を通しての中期計画とします。

また、この計画は「第4次鞍手町行財政改革集中プラン」の公営企業部分とします。

(2) 計画策定の期間

開始年度 平成17年度

終了年度 平成21年度

(3) 事業運営の目標

下水道事業会計では、経営の健全化を図りながら事業を推進するため、中期経営計画期間内において、以下の事業運営の目標に取り組みます。

目標1 事務事業の見直しなどを視野に入れながら、職員数の削減など定員の適正管理を行います。

目標2 下水道使用料及び受益者負担金の収納率の向上

収納体制の強化のほか、口座振替への促進を図り収納率の向上を図り、収納率100%を目標とする。

目標3 今後多様化する住民ニーズや行政課題に迅速かつ効果的に対応できる組織とするため、平成19年4月1日より水道課との統合をします。

(4) 経営基盤強化への取組に係る基本方針

汚水処理費は、下水道使用料で賄うことが原則とされていますが、本町では、その一部を一般会計からの繰入金で補填しています。一般会計からの補填を削減し、受益者負担の原則に近づけるため、使用料の見直しを行います。

3 事業計画

(1) 中期財政計画

ア 収益的収支

単位：千円

項 目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
営業収益	13,355	21,098	39,594	45,308	52,446
料金収入	13,230	21,037	39,089	44,906	52,290
その他	125	61	505	402	156
営業外収益	104,038	116,781	91,062	89,525	93,273
一般会計補助金	92,185	105,775	80,056	78,519	82,267
その他	11,853	11,006	11,006	11,006	11,006
収入 合計	117,393	137,879	130,656	134,833	145,719
営業費用	70,162	70,396	64,738	64,912	65,134
人件費	13,555	13,555	7,355	7,355	7,355
その他	56,607	56,841	57,383	57,557	57,779
営業外費用	47,231	67,483	65,918	69,921	80,585
企業債利息	46,957	67,183	65,618	69,621	80,285
その他	274	300	300	300	300
支出 合計	117,393	137,879	130,656	134,833	145,719

イ 資本的収支

単位：千円

項 目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
企業債	237,500	275,000	275,000	275,000	275,000
国庫補助金	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
その他	121,290	90,860	101,650	116,190	129,850
収入 合計	558,790	565,860	576,650	591,190	604,850
建設改良費	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
企業債償還金	58,790	65,860	76,650	91,190	104,860
支出 合計	558,790	565,860	576,650	591,190	604,860

ウ 企業債残高

単位：千円

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
企業債未償還残高	2,796,260	3,094,700	3,393,000	3,691,400	3,989,800

(2) 中期指標

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
下水道汚水処理普及率	24.0%	27.6%	31.3%	35.0%	40.0%

注：下水道汚水処理普及率 = 整備区域内人口 ÷ 行政区域人口 × 100

(3) 定員管理に関する計画

区 分	17.4.1~22.4.1	対17.4.1純減率	11.4.1~16.4.1 純減実績	対11.4.1 純減率	定員適正化計画 見直し状況
増員見込み(A)	0				
減員見込み(B)	1				
純減数(B)-(A)	1	16.7	1	20.0	

H17.4.1現在の総職員数(人)：6

H22.4.1現在の総職員数(人)：5

H19年4月より、水道課(11名)と下水道課(6名)を統合し、上下水道課(15名)とします。

(4) 給与の適正化に関する計画

区 分	実施内容	予定年度・(実施済年度)
高齢層職員昇給停止	国準拠	平成14年度実施済
不適正な昇給運用の是正	勤続20年以上の退職で1号特昇	平成18年度
級別職務分類表に適しない給への格付け等	国準拠	実施済
退職手当の支給率の見直し	国準拠	実施済
特殊勤務手当の適正化	12種の手当 3種の手当(国準拠)	平成14年度実施済
その他の手当で適正化	調整手当の廃止 (経過措置14~15年度2.5%、16~17年度2%)	平成18年度
国や民間の同種の職種との比較の実施	なし	
給料表の適正化	国準拠	実施済
その他	なし	

(5) 将来需要予測

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
処理区域内人口(人)	1,100	3,000	3,400	4,500	5,400
年間総汚水量(千m ³)	97	270	300	510	600

(6) 主要施策

区 分	整備目標	事業内容
下水道汚水面整備	平成27年	下水道普及促進のため面整備を行う。

(7) 設備投資計画

単位：千円

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
汚水整備計画	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
合計	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

4 経営基盤強化への取組

(1) 経営改革への取組

ア 下水道使用料収納率の向上

口座振替制度の促進を図り、収納率の向上を図る。

イ 建設コスト及び管理コストの縮減

下水道経営の効率化を図るため、新たなコスト縮減項目の掘り起こしを行いながら、建設コスト及び管理コストの縮減に取り組みます。

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
建設コスト及び 管理コストの縮減	実施				

ウ 下水道使用料の見直し

一般会計からの補てんを削減し、受益者負担の原則に近づけるため、使用料の見直しを行います。

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
下水道使用料の 見直し		検討			

(2) 人材育成への取組

経営基盤強化及び経営の健全化を図るため、グループ制を導入し、人員削減や意思決定の迅速化につなげます。

5 経営削減等の取組による効果額

単位：千円

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
職員の削減			6,200	6,200	6,200

6 計画達成状況の公表

結果については、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と住民へのわかりやすい公表体制を維持し、透明性の確保を図ります。

また、住民への公表は、広報誌やホームページを活用して行います。

鞍手町病院事業 中期経営計画

(平成17年度～平成21年度)

鞍手町立病院

《 目 次 》

1 . 経営計画策定の趣旨	1
2 . 事業運営の基本方針	1
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画策定の期間	
(3) 事業運営の目標及び経営基盤強化への取組に係る基本方針	
3 事業計画	2
(1) 中期財政収支計画	
(2) 中期指標	
(3) 定員管理に関する計画	
(4) 給与の適正化に関する計画	
(5) 将来需要予測	
(6) 主要施策	
(7) 設備投資計画	
4 経営健全化への取組	5
(1) 経営改革への取組	
(2) 人材育成への取組	
5 経費削減等の取組による効果額	8
6 計画達成状況の公表	8

1. 経営計画策定の趣旨

当院は昭和 40 年の開設以来、地域住民の健康管理を担ってまいりました。しかしながら、少子高齢化が進み国民医療費が年々高騰してきており、今後の診療報酬の改正は病院経営にとって非常に厳しい内容となることが想定されます。

当院医療圏の医療ニーズは、急性期から慢性期、そして在宅までの幅広い範囲にわたっています。医療ニーズとは広範であり、近年、ますます高度かつ複雑になってきています。

医療ニーズの高度化等を考慮すると、それに応じた新たな医療機器の導入や更新、快適な療養環境の提供、必要な人員配置や幅広い医療分野での最新技能の修得を行わなければなりません。そのためには、今後においても病院経営の安定化を図るため、更なる財政の健全化が不可避の課題といえます。

また、医療機関の機能分担の観点から、病診・病病連携を積極的に推進し、地域ニーズや人的及び設備的に当院が受け持つことの出来ない機能を、他の医療機関との綿密な連携により対応していき医療の質の向上を図っていきます。

病院が企業として生き残るためには経営の健全化が必須であり、かつ地域住民の医療ニーズに答えるには明確な目標を設定し、職員が一丸となって取り組むことが必要であると考え、ここに中期経営計画を作成します。

2. 事業運営の基本方針

(1) 計画の位置付け

この計画は、「地方公営企業における行政改革の推進のための新たな指針」に規定する「集中改革プラン」に基づく地方公営企業に係る部分と、地方公営企業の経営の総点検を通しての中期計画とします。

また、この計画は「第 4 次鞍手町行財政改革集中改革プラン」の公営企業部分とします。

(2) 計画策定の期間

開始年度	終了年度
平成 17 年度	平成 21 年度

(3) 事業運営の目標及び経営基盤強化への取組に係る基本方針

当院におきましては、これまで職員退職に伴う臨時職員の雇用や外部委託（事務、給食、検査等）を積極的に実施してきており、現段階では新たな委託の検討はしておりませんが、地域の医療ニーズへの対応や医療の質の向上を目的として、新たな診療への取組や専門医を確保するために職員定数の補充を図ります。

今後は、問題点（効率的な運営体制の構築、新規患者の獲得、医療連携、医療の質の標準化、経営参画意識の高揚及び患者中心の医療の提供）を把握し、それらを効率的かつ組織的に解決することを運営方針として、平成 17 年度より各部署・各委員会にバランススコアカード（BSC）を導入し、4 つの視点（患者等満足度、財務、プロセス、人材）から諸問題の解決を図っています。

3. 事業計画

(1) 中期財政収支計画

収益の収支予測

(単位:千円)

項目	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
病院事業収益	2,765,891	2,691,637	2,745,807	2,776,338	2,806,520
医業収益	2,660,489	2,589,036	2,649,706	2,682,237	2,715,419
入院収益	1,698,087	1,662,683	1,709,774	1,734,282	1,759,338
外来収益	856,229	820,353	833,932	841,955	850,081
その他医業収益	35,173	35,000	35,000	35,000	35,000
他会計負担金	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000
医業外収益	105,401	102,600	96,100	94,100	91,100
受取利息配当金	294	100	100	100	100
その他医業外収益	7,658	6,000	6,000	6,000	6,000
他会計負担金	97,449	96,500	90,000	88,000	85,000
特別利益	1	1	1	1	1
病院事業費用	2,923,235	2,623,865	2,670,613	2,759,755	2,790,906
医業費用	2,819,775	2,527,910	2,579,203	2,672,271	2,707,725
給与費	1,274,275	1,259,104	1,281,429	1,336,293	1,335,365
退職金	327,028	22,983	38,800	54,066	98,812
退職給与引当金	0	50,000	50,000	50,000	50,000
材料費	675,464	645,589	661,363	669,822	678,449
減価償却費	163,887	167,202	163,448	176,793	158,664
資産減耗費	247	1,000	1,000	1,000	1,000
研究研修費	4,006	5,000	5,000	5,000	5,000
経費	374,868	377,032	378,163	379,297	380,435
医業外費用	103,460	95,955	91,409	87,484	83,180
企業債利息	51,610	46,491	41,128	36,738	31,962
雑損失	51,850	49,464	50,282	50,746	51,218
特別損失	0	0	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0	0	0
医業収支	159,286	61,126	70,502	9,966	7,694
総収益	157,344	67,771	75,194	16,583	15,615
前年度繰越利益剰余金	110,820	2,089	65,682	140,876	157,460
当年度未処分利益剰余金	46,524	65,682	140,876	157,460	173,074
建設改良取崩	44,435	0	0	0	0

資本的収支予測

(単位:千円)

項目	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年
資本的收入	62,352	82,952	153,126	51,548	131,991
他会計負担金	44,272	51,952	37,126	29,548	35,991
特別利益	2,180	1,000	1,000	1,000	1,000
企業債	15,900	30,000	115,000	21,000	95,000
資本的支出	204,902	250,433	300,057	187,576	294,729
企業債償還金	171,622	204,433	175,057	156,576	189,729
建設改良費	33,280	46,000	125,000	31,000	105,000
資本的収支	142,550	167,481	146,931	136,028	162,738

企業債残高（年度末未償還元金）

H18年度に31,000千円、H19年度に115,000千円、H20年度に21,000千円、H21年度に95,000千円の医療機器を購入予定としていますので、新規購入に計上していますが、全体的には減少していきます。

（単位：千円）

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
既存企業債残高	1,766,725	1,578,193	1,405,837	1,261,913	1,122,908
新規企業債残高	15,900	52,000	158,834	162,776	138,106
計	1,782,625	1,614,293	1,552,236	1,416,660	1,256,980

（2）中期指標

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
経常収支比率（％）	94.6	102.6	102.8	100.6	100.6
医業収支比率（％）	94.4	102.4	102.7	101.4	100.3
他会計繰入金：医業収益 比率（％）	6.3	6.5	6.1	5.9	5.7
給与費：医業収益 比率（％）	47.9	48.6	48.4	49.8	49.2
材料費：医業収益 比率（％）	25.4	24.9	25.0	25.0	25.0
減価償却費：医業収益 比率（％）	6.2	6.5	6.2	6.5	5.8
病床利用率（％）	88.3	91.0	91.0	91.0	91.0
1日平均患者数					
入院（人）	196	202	202	202	202
外来（人）	250	250	250	250	250
1日当り診療収入					
一般 入院（円）	28,211	28,558	28,860	29,166	29,475
包括 入院（円）	18,598	16,000	17,000	17,000	17,000
外来（円）	11,649	11,161	11,346	11,455	11,565

（3）定員管理に関する計画

	17.4.1～ 22.4.1	対17.4.1～ 純減率	11.4.1～ 16.4.1 純減実績	対11.4.1 純減率	定員適正化計 画見直し状況
採用者見込み（A）	33	-	-	-	
退職者見込み（B）	25	-	-	-	
純減数（B）-（A）	8	5.3	29	15.5	

17.4.1現在の総職員数 152名、22.4.1現在の総職員数 160名

（4）給与の適正化に関する計画

	実施内容	予定年度・（実施年度）
高齢層職員昇給停止	国準拠	平成14年度実施済
不適切な昇給運用の是正	勤続20年以上の退職で1号特昇	平成18年度
級別職務分類に適しない級への格付等	国準拠	実施済
退職手当の支給率の見直し	国準拠	実施済
特殊勤務手当の適正化	国準拠（12種 3種）	平成14年度実施済
その他の手当の適正化	調整手当の廃止（経過措置14～15年度2.5%、16～17年度2%）	平成18年度
国や民間の同種の職種との比較の実施	なし	
給与表の適正化	国準拠	実施済
その他	なし	

(5) 将来需要予測

人口は減りますが入院需要は増加、外来需要は現状と変わらないと推測されます。

疾病別の内容としては、入院では、循環器系、呼吸器系、筋骨格系が増加傾向で新生物、精神が減少傾向、外来では、眼系、循環器系が増加傾向にあり、精神、耳鼻、呼吸器系、消化器系で減少傾向にあります。

入院

(単位:人/日)

疾病分類	2005年			2010年			2015年		
	0~14	15~64	65~	0~14	15~64	65~	0~14	15~64	65~
感染症、寄生虫症	2	16	25	2	15	27	2	13	29
新生物	2	95	184	2	90	196	1	76	212
血液造血、免疫障害	1	2	6	1	2	7	1	1	7
内分泌、代謝疾患	1	26	64	1	24	69	1	21	74
精神、行動障害	1	348	354	1	325	381	1	280	411
神経系疾患	4	44	111	4	41	122	3	36	130
眼、付属器疾患	1	5	14	1	4	15	1	4	16
耳障害	1	3	3	1	3	3	1	3	3
循環器系疾患	1	81	586	1	78	647	1	64	689
呼吸器系疾患	8	16	93	7	15	102	7	13	108
消化器系疾患	2	51	81	2	47	88	2	40	94
皮膚、皮下組織疾患	0	4	12	0	4	12	0	3	13
筋骨格、結合組織疾患	1	38	123	1	35	135	1	30	144
尿路器系疾患	1	24	76	1	23	82	1	20	88
妊婦、分娩、産じょく	0	13	0	0	11	0	0	10	0
周産期に発生した病態	7	0	0	6	0	0	5	0	0
先天奇形、染色体異常	5	3	1	4	3	1	4	3	1
症状、徴候異常所見	2	7	26	2	7	28	1	6	30
損傷、中毒その他外因	3	71	189	2	66	207	2	57	221

外来

(単位:人/日)

疾病分類	2005年			2010年			2015年		
	0~14	15~64	65~	0~14	15~64	65~	0~14	15~64	65~
感染症、寄生虫症	30	121	140	27	114	146	24	98	159
新生物	4	76	112	3	71	118	3	60	128
血液造血、免疫障害	0	18	4	0	16	5	0	14	5
内分泌、代謝疾患	4	173	226	4	163	238	4	138	258
精神、行動障害	12	223	124	12	207	132	11	181	142
神経系疾患	8	61	81	7	57	87	7	48	93
眼、付属器疾患	30	146	295	27	136	314	25	115	338
耳障害	38	59	71	35	55	75	31	47	81
循環器系疾患	2	278	878	2	264	947	1	220	1,017
呼吸器系疾患	276	280	204	255	260	217	230	227	234
消化器系疾患	126	1,017	872	117	944	934	107	815	1,066
皮膚、皮下組織疾患	27	135	85	25	122	90	23	106	97
筋骨格、結合組織疾患	13	406	1,103	12	384	1,176	11	324	1,267
尿路器系疾患	6	179	152	5	167	161	5	142	175
妊婦、分娩、産じょく	0	9	0	0	7	0	0	9	0
周産期に発生した病態	3	0	0	3	0	0	2	0	0
先天奇形、染色体異常	6	1	2	6	1	2	5	1	2
症状、徴候異常所見	9	42	37	8	39	39	8	33	42
損傷、中毒その他外因	58	238	161	54	219	171	50	190	185

(6) 主要施策

地域ニーズに沿った診療を提供すると共に経営の健全化に繋がる診療報酬を積極的に算定することとし、平成18年度に泌尿器科の新設と回復期リハビリ病棟への取組を実施します。

(7) 設備投資計画

平成18年度以降、下表のような医療機器等の購入を予定しており、大半が更新で現状の診療機能を有するためには必要不可欠な機器です。

また、昭和54年度建設の南病棟が老朽化しているため、給排水・空調・電気・防水工事が必要であるため、平成18年度より検討を開始します。

	予定年度	数量	単価	総額(千円)	区分
乳房撮影装置定数	18年度	1	12,000	12,000	更新
CR装置(画像読取装置)	18年度	1	19,000	19,000	更新
心臓エコー装置	19年度	1	15,000	15,000	更新
医事会計オーダーリングシステム	19年度	1	100,000	100,000	新規・更新
患者監視装置(透析)	20年度	14	1,500	21,000	更新
腹部エコー装置	21年度	1	15,000	15,000	更新
CT装置	21年度	1	80,000	80,000	更新
給排水・空調工事	平成18年度より検討を開始します				

4. 経営健全化への取組

(1) 経営改革への取組

1. 目標の設定

目標の達成や職員の経営参画意識の高揚などを促すため、平成17年度より各部署・各委員会にバランススコアカード(BSC)を導入し、4つの視点(プロセス、患者等満足度、人材、財務)から諸問題の解決を図っています。

2. 地方公営企業法の全部適応の検討

当院は、地方公営企業法の一部適用病院であり、財務規定のみが適用されています。

今後、新たな医療制度改革に伴う経営環境の厳しさが増す中、病院経営を医療環境の変化に迅速かつ確実に対応でき、経営責任が明確な組織体制へ移行する必要があります。そのため病院に公営企業管理者を設置した形での公営企業法の全部適用の検討を、平成18年度よりプロジェクトチームを発足させ組合側と協議を実施していきます。

	概要	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
目標管理	BSC導入のよる問題点に対する目標管理の実施	実施				
地方公営企業法全部適用の検討	プロジェクトによる協議検討の開始		検討開始			

バランススコアカードより抜粋

	項 目	成果評価指標	16 年度	21 年度
患者満足度	地域医療ニーズの把握	当町の患者の受診増加 (国保金額)	入院 43% 外来 31%	入院 50% 外来 40%
	医療に関する患者満足度	アンケートによる 患者満足度の向上	満足 70%	満足 90%
	環境に関する患者満足度	アンケートによる 患者満足度の向上	環境 51% 接遇 80% 食事 39%	環境 80% 接遇 90% 食事 70%
財務	収支の良化	診療報酬単価の上昇	入院 27,996 円 外来 10,593 円	入院 29,500 円 外来 11,800 円
		平均在院日数の短縮	23.2 日	20.0 日
		未集金の減少 ()	0.12 %	0.08 %
		査定減の減少 ()	0.32 %	0.16 %
		人件費率 ()	52 %	50 %
プロセス	医療の質の統一	クリティカルパス作製数 増加及び適用率の向上	パス数 35 件 適用率 - %	パス数 70 件 適用率 40%
		カンファの実施 同一状態患者の入院期間誤差		10%
	安全な医療の提供	安全管理責任者の設置		平成 19 年度
	新規患者の獲得	救急搬送患者数の増加	595 件	800 件
人材	専門医の確保	消化器、糖尿医の確保		平成 20 年度
	基礎力の向上	専門資格等の取得		下記【各種資格等】の取得
	企画部門機能強化	問題点への迅速な対応体制の構築		平成 18 年度

() 入院と外来収益に対する割合。なお、人件費率に対しては退職金を除きます。

(2) 人材育成への取組

質の高い医療を提供できるように、医師、看護師、技術職員等が専門的な資格取得を目指します。

また、医療の分野以外では、人材育成基本方針に添った人材育成を推進していきます。

【施設認定等】

認定施設	日本呼吸器学会	日本呼吸器内視鏡学会	
教育関連施設	日本脳神経学会	日本整形外科学会	
専門医制度関連施設	日本外科学会		

【認定等資格】

認定医	日本内科学会内科認定医	日本呼吸器内視鏡学会認定医
	日本医師会認定産業医	
専門医	日本内科学会専門医	日本脳神経学会神経内科専門医
	日本外科学会外科専門医	日本循環器学会循環器専門医
	日本消化器外科学会専門医	日本整形外科学会専門医
指導医	日本呼吸器学会呼吸指導医	臨床研修指導医
評議員	日本動脈硬化学会評議員	

【各種資格等】

資格名	資格取得職	認定機関
循環器教育関連病院	医師	日本循環器学会
NST 認定医	医師	日本静脈経腸栄養学会
感染管理専門看護師	看護師	看護協会
医療安全管理専門看護師	看護師	看護協会
認定看護管理者制度ファーストレベル	看護師	看護協会
NST 専門師	管理栄養士、検査技師、薬剤師、看護師	日本静脈経腸栄養学会
病態栄養専門師	管理栄養士	日本病態栄養学会
糖尿病療養指導士	管理栄養士、検査技師、薬剤師、看護師	日本糖尿病学会

5. 経費節減等の取組による効果額

【未収金対策】未収金の発生抑制や回収の推進及び本庁特別収納対策課との連携を密にして収入の増加を図ります。

【収入の増加】地域ニーズなどを考慮し、当院に適した診療報酬の算定に努めるとともに、診療報酬査定減の防止策を徹底します。

(単位：千円)

項目		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
収入	未収金徴収対策 1		248	509	773	1,044	
	料金の見直し						
	未利用財産の売り払い等						
	その他						
	回復期リハビリ病棟の取組 2		81,030	81,030	96,112	96,112	
査定率減少の取組 3		993	2,035	3,091	4,175		
支出	人件費削減	職員削減 4		26,500	12,500	-24,500	-31,500
		退職者不補充の場合の効果額		24,500	24,500	24,500	17,500
		嘱託、臨時、派遣職員等の活用の場合の効果額					
	給与費削減						
	組織の統廃合						
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減						
	その他						
合計			108,771	96,074	75,476	69,831	

- 平成17年度入院・外来収益に対する未収金の割合は、0.12%であるため毎年度0.01%ずつ減少させることとし、平成21年度は0.08%とする。(上記金額は0.12%との比較で計上)
- 回復期リハ病棟を18年度より東3病棟(40床)で開設し、20年度より新3病棟(60床)に移行させ運営することとする。
- 平成17年度の査定額の平均は入院・外来収益の0.32%であるため18年度以降0.04%ずつ減少させることとし、平成21年度は0.16%とする。(上記金額は0.32%との比較で計上)
- 給食委託は、平成17年10月からの完全委託化に伴い今後も積極的に効率化を図っていく。また、2の取組により看護職員等が必要になるため人件費は増加する。

6. 計画達成状況の公表

結果については、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と住民へのわかりやすい公表体制を維持し、透明性の確保を図ります。

(1) 公表方法 ホームページ(町・病院)

(2) 病院における達成状況の評価方法

各目標に対して、対象部署・対象委員会が行動計画及びバランストスコアカードを作成。

目標の進捗状況を把握するために、7月、10月、1月にヒアリングを実施し3月に達成状況報告書の提出。

提出に併せて、当該年度の問題点や反省点などから翌年度の目標を新たに掲げる。

鞍手町介護老人保健施設事業 中期経営計画

(平成17年度～平成21年度)

鞍手町介護老人保健施設

《 目 次 》

計画策定趣旨	1
事業運営の基本方針	2
1 計画の位置付け	
2 計画策定の期間	
3 事業運営の目標	
4 目標達成への取組	
5 経営基盤強化への取組に係る基本方針	
事業計画	4
(1) 中期財政計画	
(2) 中期指標	
(3) 定員管理に関する計画	
(4) 給与の適正化に関する計画	
(5) 将来需給予測	
(6) 主要施策	
(7) 設備投資計画	
経営基盤強化への取組	7
(1) 経営改革への取組	
(2) 人材育成への取組	
経費削減等の取組による効果額	8
計画達成状況の公表	8

・計画策定趣旨

今日の少子・高齢化に伴い高年層が年々増加傾向にある。このことにより介護を必要とする高齢者の増大に対応するため、地方自治体自らが高齢者の自立支援や家庭復帰をめざすための機能訓練、看護・介護サービスを提供する施設を開設し、地域住民の福祉の増進や向上に大きな役割を果たしている。

また、当施設は平成12年度に制定された介護保険法に基づき開設され、住民福祉の向上のため介護老人保健施設として町からの補助金を繰り入れ、ほぼ良好な経営を行っている。しかし、平成15年度の介護報酬の見直し、平成17年度の介護保険制度の改正に伴い今後の施設経営は非常に厳しい時代を迎えている。今日の少子・高齢化の進行や福祉ニーズの多様化に対応するため、国をはじめ地方の厳しい財政状況の中で行政改革に積極的に取り組み、地域住民が安心して暮らせる地域づくりを推進するためにも当施設の役割は大きく、公営企業として事業の継続が必要である。また、これらのニーズに対して、当施設がどのように答えていくか、将来にわたって地域町民に信頼され、安心して安全な質の高い介護を提供していくために、他の福祉施設との連携などを踏まえた公営施設としての使命と役割を改めて検証し、併せて経営の健全化、安定した経営基盤の確立を図っていくことが、施設として地域住民に必要性和理解を得ることが条件であると考えます。しかし、公営企業として今後ともサービスを継続するにあたり、民間的経営手法の導入や経営基盤の強化、計画的な経営の推進、効率的な経営の推進、財務の適正化、情報開示等による透明性の向上など対策が必要となり、当施設として中期経営計画を策定する。

施設の概要

当施設は、平成13年4月に開設され、建物は鉄筋コンクリート造4階建、1階は病院のリハビリテーションと鞍寿の里リハビリテーション、2階は鞍寿の里・療養棟、3階は病院・長期療養型病棟、4階は病院と鞍寿の里共用浴室等となっている病院併設の建物である。鞍寿の里の定員は、入所(短期を含む)50人、通所リハビリテーション40人となっている。通所サービスは、開設当初20人で対応していたが、平成17年2月に2単位40人に申請し利用者の増加を図っているところである。

また、鞍手町の人口は約1.8万人であり、介護保険認定者数は福岡県介護保険広域連合鞍手支部において、平成18年1月現在で約3,600名、内、鞍手町で約1,000名となっている。

当施設と同じ介護老人保健施設としては、直方市4施設、宮若市2施設、小竹町1施設であるが、鞍手町にだけ限定すると、介護老人保健施設としては当施設だけであり、介護老人福祉施設を含めると2施設のみであり、在宅へ向けての地域住民の需要は増えてくるものと思われる。

・事業運営の基本方針

1．計画の位置付け

この計画は、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に規定する「集中改革プラン」に基づく地方公営企業に係る部分と、地方公営企業の経営の総点検を通しての中長期計画とする。

また、この計画は第四次鞍手町行財政改革集中改革プランの公営企業分とする。

2．計画策定の期間

開始年度	終了年度
平成17年度	平成21年度

3．事業運営の目標

事業運営に関しては、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進し、企業としての健全経営に配慮しながら取り組んできたところであり、今後も健全経営の意識を高揚しつつ、施設サービスの向上と公共の福祉に一層精進し安定的な経営運営を図るよう努める。

当施設は病院併設であり、現在は給食業務の完全委託を行っているが、今後は事務業務等の全般を見直し、業務の効率化・簡素化に努める。

しかし、今回の介護保険制度の改正により介護報酬の収益減が見込まれており、介護老人保健施設にとっては厳しい経営が予測される。

本計画では、次の努力目標により、健全経営の安定化と良質な介護施設サービスの提供を目指すこととする。

健全な経営基盤を確立するため、業務の効率をあげるためマネジメント機能を確立する。

介護保険情報の提供と地域の福祉関係機関・団体等の連携を図る。

職員のスキルアップに努め、介護施設サービスの向上を図る。

4．目標達成への取組

(1) 健全な経営基盤の確立

施設運営事業収支の状況を精査に分析し、介護体制等の組織機能の評価、運営コスト等の見直し・改善を行う。

マネジメントシステムの定着を図り、組織の活性化と経営に対する職員の意識の高揚に努める。

介護保険情報の提供により、施設利用者の確保に努め、施設利用率の向上を図る。

民間事業者の経営手法やコスト比較などの調査・研究を行い、事務事業の効率化と簡素化に努める。

地域の福祉関係機関・団体等との連携を密にし、地域住民やボランティアの方々に支援していただけるような体制づくりに努める。

(2) 介護保険情報と質の高いサービスの提供

パンフレット等による介護保険情報の提供を行い、施設の概要や事業内容等の周知を図る。

施設利用者・家族へのアンケート調査を実施し分析して、介護サービスの充実を図り、利用者・家族への満足度の向上に努める。

意見箱や運営協議会等での意見、介護相談員や住民の声などを真摯に受け止めて改善に努める。

(3) 職員のスキルアップと意識改革

老健施設会議・カンファレンス及びミーティング等の内容の充実を図り、組織的に取り組む職員の意識統一や内部事務の効率化に努める。

基本的な知識・技術の更なる向上を図るため、研修会等に積極的に参加するとともに、職員のスキルアップに必要な教育・研修体系を整備する。

利用者の個人情報保護や人権尊重の意識の徹底に努める。

接遇研修を実施し、サービスの向上に努める。

5. 経営基盤強化への取組に係る基本方針

国及び地方の危機的な財政状況に鑑み、公営企業は住民生活に必要なサービスを提供する役割を果たしてきたが、将来にわたって公共の福祉を増進していくために、その時代に対応した経営のあり方を、絶えず見直していくことが必要不可欠になっている。このことにより、経営形態の見直し等も行われ、公営企業の全部適用、地方行政独立法人化や指定管理者制度等の経営の自主性や、効率化を目的にした経営形態の変更が全国的に検討されている。

当施設においては、介護保険制度の改正によって施設運営事業収益が減少傾向にある中で、経営の安定化を目指すためには経営基盤の強化を図ることが大きな課題であり、そのためには、常に経営の総点検を行い、組織の活性化と人材の育成に取り組む必要がある。

今後も高齢化社会が進むことが予想されるが、介護ニーズに充実した対応が確保で

きるよう職員定数の補充を行い、職員1人ひとりの意識改革を進め、企業意識の徹底、組織の活性化を図るとともに、多様な研修機会の提供等によりサービス精神と広い視野に立った経営感覚のある人材の育成に努め、個々の職員の能力を結集して経営能力の向上に活かすことが必要である。

また、全職員が明確な目標設定を行い、民間的な発想や経営手法等の導入に取り組み、安定した経営基盤の強化に努めることとする。

・事業計画

(1) 中期財政計画

収益的収支計画

(単位：千円)

		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
収益的 収入	施設運営事業収益	239,817	241,425	285,391	286,241	289,776
	介護保健施設サービス費収益(短期含)	169,713	160,625	191,290	190,798	190,798
	通所リハビリテーション費収益	27,949	31,612	34,641	35,718	38,599
	室料差額収益	2,171	2,183	2,183	2,183	2,183
	入所者利用料収益	34,277	39,376	49,008	48,874	48,874
	通所者利用料収益	5,580	7,491	8,131	8,530	9,184
	その他施設運営事業収益	127	138	138	138	138
	施設運営事業外収益	48,387	46,981	24,681	18,181	14,681
	うち他会計補助金	48,022	46,800	24,500	18,000	14,500
	特別利益	0	0	0	0	0
収益計		288,204	288,406	310,072	304,422	304,457
収益的 支出	施設運営事業費用	267,433	273,913	297,386	291,722	292,094
	給与費	153,495	157,005	174,371	168,941	170,585
	材料費	19,525	20,317	23,670	23,673	23,800
	うち給食材料費	14,363	14,774	17,601	17,604	17,732
	経費	56,389	59,522	63,012	63,012	63,012
	減価償却費	37,886	36,801	35,797	35,810	34,411
	その他費用	138	268	536	286	286
	施設運営事業外費用	12,349	13,764	12,177	11,858	11,554
	うち支払利息	9,265	9,101	8,763	8,456	8,145
	雑損失	3,804	4,663	3,414	3,402	3,409
特別損失	0	0	0	0	0	
費用計		279,782	287,677	309,563	303,580	303,648
施設運営事業収支		-27,616	-32,488	-11,995	-5,481	-2,318
施設運営事業外収支		36,038	33,217	12,504	6,323	3,127
総収支		8,422	729	509	842	809
前年度繰越利益剰余金		42,904	51,326	52,055	52,564	53,406
当年度未処分利益剰余金		51,326	52,055	52,564	53,406	54,215

資本的収支計画

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
資本的収入	3,116	10,831	9,192	9,345	9,501
企業債	0	0	0	0	0
他会計出資金	3,066	10,830	9,191	9,344	9,500
その他	50	1	1	1	1
資本的支出	6,811	52,360	23,883	19,189	19,501
企業債償還金	6,132	21,660	18,383	18,689	19,001
建設改良費	679	700	2,500	500	500
その他	0	30,000	3,000	0	0
資本的収支	-3,695	-41,529	-14,691	-9,844	-10,000

企業債残高

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
総額 (うち公的資金)	554,475	532,815	514,433	495,744	476,744

(2) 中期指標

(単位：%)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
施設運営事業収支比率	89.7	88.1	96.0	98.1	99.2
経常収支比率	103.0	100.3	100.2	100.3	101.3
不良債務比率	0	0	0	0	0
累積欠損金比率	0	0	0	0	0
繰入金比率	16.7	16.2	7.9	5.9	4.8

(3) 定員管理に関する計画

(単位：人)

	17.4.1～ 22.4.1	対17.4.1 純減率	11.4.1～ 16.4.1 純減実績	対11.4.1 純減率	定員適正化 計画見直し 状況
採用者見込み(A)	6				
退職者見込み(B)	4				
純減数(B)-(A)	2	9.1	22	100.0	

17.4.1現在の総職員数：22

22.4.1現在の総職員数：24

(4) 給与の適正化に関する計画

	実施内容	予定年度(実施済年度)
高齢層職員昇給停止	国準拠	平成14年度実施済
不適切な昇給運用の是正	勤続20年以上の退職で1号特昇	平成18年度
級別職務分類表に適しない級への格付け等の見直し	国準拠	実施済
退職手当の支給率の見直し	国準拠	実施済
特殊勤務手当の適正化	12種の手当 3種の手当(国準拠)	平成14年度実施済
その他の手当の適正化	調整手当の廃止(経過措置14~15年度2.5%、16~17年度2%)	平成18年度
国や民間の同種の職種との比較の実施	なし	
給料表の適正化	国準拠	実施済
その他	なし	

(5) 将来需給予測

(単位：人)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
年延施設利用者数	22,885	24,192	28,329	28,457	28,971
入所(短期含)	17,939	18,067	21,741	21,681	21,681
通所	4,946	6,125	6,588	6,776	7,290
計	22,885	24,192	28,329	28,457	28,971

(6) 主要施策

	施設名	実施時期	内容(理由)
1	10床増床改修整備事業	平成18年度	福岡県老人保健福祉計画及び介護保険計画における基本整備計画に基づく事業

(7) 設備投資計画

(単位：千円)

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
10床増床改修整備事業		30,000			

・経営基盤強化への取組

(1) 経営改革への取組

経営の効率化を図るため、施設運営事業収支の状況を分析する。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
施設運営事業収支の分析		検討			

利用者・家族への満足度を把握するため、アンケート調査を実施する。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
施設利用者・家族へのアンケート調査		検討			

保健情報の提供を行い、施設利用者の確保に努め、施設利用率の向上を目指す。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
保健情報の提供			検討		

(2) 人材育成への取組

基本的な知識・技術の更なる向上を図るため、研修会等に積極的に参加するとともに、職員のスキルアップに必要な教育・研修体系を整備する。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
教育・研修体系の整備			検討		

サービスの基本である接遇研修を行い、介護施設サービスの充実を図る。

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
接遇研修の実施		実施			

・経費節減等の取組による効果額

(単位：千円)

項 目		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
収入	未集金の徴収対策						
	料金の見直し						
	未利用財産の売り払い等						
	その他(10床増床による収益)			31,086	30,460	30,460	
支出	人件費削減	職員削減	2,000	3,373	-3,627	-3,627	-3,627
		退職者不補充の場合の効果額		10,500	10,500	10,500	10,500
		嘱託、臨時、派遣社員等の活用の場合の効果額		1,373	1,373	1,373	1,373
	給与等削減						
	組織の統廃合						
	民間的経営手法の導入による事務事業費削減						
	その他						
合 計		2,000	3,373	27,459	26,833	26,833	

平成17年度に職員3名の退職、平成18年度嘱託・臨時で対応
 平成18年度10床増床計画に伴い、平成19年度2名の職員増
 給食委託について、今後も積極的に効率化を進め、人件費の削減を図る。

・ 計画達成状況の公表

結果については、原則として各年度終了後に行財政改革推進委員会への報告と住民へのわかりやすい公表体制を維持し、透明性の確保を図ることとする。

(1) 公表方法

広報誌やホームページに掲載する。

(2) 老健施設における計画達成状況の評価方法

署内での老健会議において達成状況の管理を徹底して行う。

第3次改革項目及び関連改善項目のうち課題等の残っていたもので第4次プランに引き継がない項目の取り扱いについて

この表に掲げている項目以外で課題等の残っていたものについては、第4次プランに引き継いで実施又は検討することとしている。

具体的改革項目	取り扱い	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署			
		17	18	19	20	21							
1 出張旅費の見直し	第4次プランに掲げずに実施する 走行距離1キロメートルにつき25円として支給することとする。 平成16年度自家用車使用の出張による運賃支払実績 3,543,520円 1kmあたり25円とした場合の支払額 2,749,150円 差引き 794,370円(×4年)							H18年04月	H22年03月	財政	総務人權課		
2 議案書の改善(事務の簡素化)	第4次プランに掲げずに実施する 製本作業にあたっては、ホッチキス止めは従前どおりとし、黒の製本テープでの装丁を省略することで、平成18年度分から実施する。									H18年02月	H22年03月	行政運営	総務人權課
3 I・P電話の導入	検討が必要 I・P電話の調査・研究を進めながら、総務省のI・Pネットワーク環境整備の状況を見極め、導入計画を策定・実行していくこととする。									H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人權課
4 自動交付機の導入	検討が必要 他の自治体の実績として、自動交付機1台の設置費が2,500万円、システム費等を含めると約6,000万円、その他としてネットワークの整備費、保守点検費用も必要となるなど、導入費用もかなりの額となる。また、平成18年度における時間外窓口の試行結果を踏まえる必要がある。									H18年04月	H19年03月	行政運営	総務人權課 及び諸証明 発行関係部 署
5 請求事務処理の改善	第4次プランに掲げずに実施する 支出伝票の請求は、請求者である法人、個人の印鑑が必要であることから伝票を打ち出し、請求者に伝票を送付し、返送をお願いしている。この請求事務では、伝票を送付する時間及び郵便料がかかるので、伝票会計に移行する。伝票会計とは、請求者に請求書を提出していただき、その請求書を支出伝票に添付することにより債務が発生することとし支払を行うものである。 監査委員等関係機関と調整の上、平成18年度実施とし、平成17年度に、各課の実態調査を行い削減目標を設定する。									H18年04月	H22年03月	行政運営	総務人權課 会計 (全庁)

具体的改革項目	取り扱い	検討及び実施期間 (検討： 実施：)					開始 年月	到達 年月	担 当 専門部会	担当部署		
		17	18	19	20	21						
6	旅費・講師料等の口座振込み 第4次プランに掲げずに実施する 職員に係る旅費（概算払は除く）・選挙手当・各種統計調査報酬等については、月末締め、原則として翌月10日に給料口座に振込むこととする。講師謝礼については、後日指定口座に振込むこととし、平成18年度から実施する。 実施にあたり、議会・監査室については、協議・調整のうえ職員と同様の取扱とする。なお、企業会計（町立病院・水道事業）については、一般会計に準じて実施する。 （削減目標）短縮時間 現金受領、個人別振り分け作業時間を1回平均10分として 旅費の場合 10分×16課局×12ヶ月＝1,920分（32時間）							H19年04月	H22年03月	行政運営	総務人權課 会計（全庁）	
7	町営住宅の譲渡処分 実施不可 公営住宅の譲渡承認基準では、一団地又は一ブロックを単位として処分するのでなければ、一部の入居者への譲渡は認められない。 平成13年度に新北町営住宅の譲渡処分を検討したが、入居者全員の同意が得られなかった。国・県に対して、譲渡処分緩和の要望はしていくが、現時点では、譲渡処分の実施はできない状況である。										施設	建設課
8	町営住宅の入居者基準 検討が必要 地域改善向住宅の入居については、地域改善住宅建設の目的である地域住民の住宅難解消のため、団体の推薦を受けた住宅困窮度の高い者から入居資格選考後入居できることとなっている。 このことは、本町の地域改善施策と密接な関係があるため、施策の推移を見極めながら、入居者との協議をし、検討していく。										施設	建設課
9	共同施設（亀ノ甲・南区・春日・八尋・松隈・室木集会所） 検討が必要 全ての集会所の管理区分を明確化するため、平成18年度中に地元と協議する。								H18年04月	H19年03月	施設	総務人權課
10	学校給食共同調理場の広域調理場建設 実施不可 第4次プランにおいて「学校給食の民間委託」を検討をしていくことから、広域的調理場の建設はしない。										施設	学校教育課
11	衛生センタ - 施設の縮小 実施不可 下水道は徐々に普及しているが、反面、簡易水洗・浄化槽の使用が多くなり、現状では処理能力の縮小はできない。将来的には、縮小の時期がくるので、その時点で検討する。										施設	住民課

鞍手町行財政改革推進委員会委員名簿

	選出区分（推薦母体）	氏名	選出枠
1	議会関係委員（鞍手町議会）	なかの野 まもる 仲 野 守	団体推薦 8名
2	議会関係委員（鞍手町議会）	ふくもと ひろふみ 福 本 博文	
3	地域自治関係委員（鞍手町区長会）	そえだ たたとし 添 田 忠 敏	
4	農業関係委員（鞍手町農業委員会）	しらいし しゅうじ 白 石 修 二	
5	商工業関係委員（鞍手町商工会）	このみ ひでゆき 許 斐 英 幸	
6	ボランティア関係委員（鞍手町ボランティア連絡協議会）	ありまつ ひろみ 有 松 弘 美	
7	福祉関係委員（鞍手町社会福祉協議会）	みやざき しつお 宮 崎 實 男	
8	教育関係委員（鞍手町教育委員会）	こもの きみよし 薦 野 君 由	
9	企業関係委員	あそう ひでお 麻 生 秀 生	指名 5名
10	企業関係委員	ふじい ふくよし 藤 井 福 吉	
11	企業関係委員	さかきばら ただし 榊 原 紘	
12	女性委員	たけや いちこ 武 谷 位 千子	
13	女性委員	こしま みちこ 小 島 美 智子	
14	公募委員	かめい しげる 亀 井 滋	公募 2名
15	公募委員	いおじ えみこ 五百路 恵美子	
計 1 5 名			

選出枠と定数配分について

推薦	町議会との両輪で十分な理解を得ながら進める必要があるため議会関係委員を2名、日常的に町行政との関係の深い団体として、地域自治関係、農業関係、商工業関係、ボランティア関係、福祉関係、教育関係の委員を各1名とし、合計8名の推薦枠を設ける。
指名	行政経営の視点からの見直しが必要であることから企業関係委員を3名、委員会への女性の参画率に配慮して女性委員を2名とし、合計5名の指名枠を設ける。
公募	推薦及び指名によらない一般町民の視点での建設的な意見を取り入れるため、2名の公募枠を設ける。

平成 18 年度 鞍手町行財政改革推進本部 構成

平成 18 年 7 月 1 日現在

本部長	町長	柴田好輝
副本部長	助役	古野和雄
本部員	企画財政課長	阿部哲
〃	税務課長	松澤守
〃	住民課長	後藤幸雄
〃	保険課長	松尾保則
〃	福祉課長	熊井照明
〃	健康増進課長	平瀬研一
〃	産業課長 (兼農業委員会事務局長)	藤井春美
〃	建設課長 (兼まちづくり対策課長)	本松吉憲
〃	下水道課長	梶栗英正
〃	収入役室長	諸富義和
〃	議会事務局長	長友浩一
〃	学校教育課長	原繁幸
〃	社会教育課長	古野正明
〃	水道課長	吉田正行
〃	町立病院事務局長	田中正一

事務局

行財政改革特別対策推進室長 (総務人権課長)		鶴崎節男
〃	室長補佐	白石秀美
〃	担当	石田正樹